

東京都保健医療計画（平成25年3月改定）
進捗状況について
【5疾病5事業及び在宅療養】

（平成28年3月現在）

第2部各論 第1章 第3節 疾病・事業ごとの医療連携体制の取組

6 救急医療の取組

【評価指標】

A: 著しく順調に進んでいる B: 概ね順調に進んでいる
C: 順調に進んでいない D: 指標の見直しが必要

項目	計画時実績	目標	実績			評価	資料出典
			25年度	26年度	27年度		
救急搬送時間	53.0分	短くする	53.0分	50.1分	49.7分	B	東京消防庁調べ ※数値は暦年
東京ルールに該当する救急搬送患者が二次保健医療圏内の医療機関に搬送される割合	81.3%	増やす	84.3%	83.4%	85.7%	B	救急災害医療課調べ

【主な事業】

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画(予算規模等)	これまでの取組状況(平成27年度の実績を中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標1) 救急医療体制を再構築する	○社会構造の変化に対応するため、救急医療対策協議会等において「休日・全夜間診療事業」及び「救急医療の東京ルール」の効果を検証し、二次救急医療体制の見直しを検討する。	救急医療対策協議会	救急患者に対する適正な医療体制の確立を図ることを目的として「救急医療対策協議会」を設置しています。	救急医療対策協議会 2回	○平成27年1月から、救急医療対策協議会報告(平成25年5月)に基づき、「休日・全夜間診療事業」の見直しを実施 ○平成28年3月28日に協議会を開催し、東京都における救急医療の現況等について報告
	○休日・全夜間診療事業における病床確保の考え方や入院を要しない軽症の救急搬送患者への対応、東京都地域救急医療センターへの一層の参画や東京都地域救急医療センターを中心とした連携体制の促進により、継続かつ安定的な二次救急医療体制の実現を目指す。	休日・全夜間診療事業	365日24時間救急患者に対応するため、休日及び夜間における救急入院が可能な病床を確保します。	指定二次救急医療機関(予算規模数)234施設	休日・全夜間診療事業における病床確保の考え方については、救急搬送受入実績の評価を高めるとともに、患者受入体制や医療連携体制等、医療機能の充実強化を促進するよう見直しを実施
		東京都地域救急医療センターの運営	救急患者を受け止めるネットワークの核となる東京都地域救急医療センターを設置しています。	東京都地域救急医療センターの設置・運営 24施設	地域救急医療センターの整備状況 (平成23年度:75病院→平成27年度:87病院)
		特殊診療	救急告示医療機関の制度を補完する対策の一つとして、専門的医療を要する救急患者の医療を確保します。	熱傷診療 心臓循環器救急医療体制整備事業 開放性骨折救急患者対応事業 吐血救急患者対応事業	○調整困難患者(精神)受入支援事業の実施 ○調整困難患者(開放性骨折患者)受入医療機関支援事業の運用開始(平成27年2月) ○搬送人員に占める軽症者の割合(東京消防庁調べ) (平成20年:58.3%→平成27年:54.1%)
		救急専門医養成事業	救急医療の担い手となる救急告示医療機関等に勤務する医師に対し、救急医療に関する専門的な研修を行います。	救急専門医養成事業 12名/年	平成27年度 10人
○区市町村が実施する初期救急との機能分化を図るとともに、三次救急を担う救命救急センターの機能確保し、救急患者の重症度や緊急度に応じた救急医療体制の確立を目指す。	休日一般診療	区市町村が行う休日夜間急患センターや在宅当番医制度等の初期救急医療対策の整備に対して支援を行っています。	—	区市町村が実施する初期救急医療事業が円滑に実施されるよう、包括補助制度による支援を実施(34市町村)	
○救急医療体制の再構築に当たっては、診療報酬制度との整合性を図りながら、救急患者を受け入れる医療機関の取組や、受入れを一層推進するため、医療機能の充実強化に向けた取組を支援する仕組みを検討する。	休日・全夜間診療事業(再掲)	365日24時間救急患者に対応するため、休日及び夜間における救急入院が可能な病床を確保します。(再掲)	指定二次救急医療機関(予算規模数)234施設(再掲)	休日・全夜間診療事業における病床確保の考え方については、救急搬送受入実績の評価を高めるとともに、患者受入体制や医療連携体制等、医療機能の充実強化を促進するよう見直しを実施(再掲)	
○東京においては多様な救急患者が発生しており、医療だけで対応できない福祉的な背景を有する方も少なくないため、地域救急会議などを活用し、福祉部門との連携構築に努めていく。	東京都地域救急医療センターの運営(再掲)	救急患者を受け止めるネットワークの核となる東京都地域救急医療センターを設置しています。(再掲)	地域救急会議12か所(1所/二次保健医療圏)	地域救急会議に区市町村の福祉部門担当者をはじめ、消防、警察、精神科医療機関等に参画してもらい地域の実情を踏まえた連携方策を検討	

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標2) 救急車の適 正利用を図 る	○救急医療情報カード等を活用したかかりつけ医や高齢者施設との連携及び情報共有の在り方について検討し、円滑な救急搬送に努める。	在宅療養推進区市町村支援事業	医療と介護の連携を推進するに当たり、医療面における支援体制を整備するために、区市町村が実施する以下の取組を支援します。	-	在宅療養推進区市町村支援事業において在宅療養患者等の搬送体制の構築(病院救急車の活用など)を支援(3区市実施)
	○救急相談センター等の相談機関の普及啓発や利用促進を図るとともに、「救急の日」イベントなどを通じて、救急車の適正利用について今後とも都民の理解を求める。	救急医療対策協議会等	「救急の日(毎年9月9日)」に併せて、リーフレット等の作成配布、各種講習会等を実施し、都民への救急医療に関する情報の提供や普及啓発の充実を図っています。	救急の日シンポジウムの開催	○救急の日シンポジウムの開催 ・講演等 「あなたを守る、あなたが支える救急医療」(平成27年度) ・救急医療の普及啓発パンフレット等を配布(平成27年度) ○東京消防庁救急相談センター(#7119)実績 平成27年:受付件数375,468件
(目標3) 救急搬送時 間の短縮を 図る	○増加傾向にある救急搬送需要への対応や、退院・転院先の確保を含め、二次救急医療体制の充実強化を図ることにより、救急搬送時間の短縮に努める。	東京都地域救急医療センターの運営 (再掲)	救急患者を受け止めるネットワークの核となる東京都地域救急医療センターを設置しています。 (再掲)	地域救急会議12か所 (1所/二次保健医療圏) (再掲)	休日・全夜間診療事業における病床確保の考え方については、救急搬送受入実績の評価を高めるとともに、患者受入体制や医療連携体制等、医療機能の充実強化を促進するよう見直しを実施 (再掲)
	○特に重症・重篤な患者については、東京消防庁や医療機関との連携を強化し、迅速に医療の管理下に置くことができるよう努める。	救命救急センター運営費補助	救命救急センターの整備・運営を支援することにより、各施設の機能の向上を図っています。	救命救急センター26施設	三次救急医療施設運営会議開催 ○救命救急センター(26病院)、都医師会、東京消防庁及び福祉保健局が参加して情報連絡体制、協力関係を確認

第2部各論 第1章 第3節 疾病・事業ごとの医療連携体制の取組

7 災害医療の取組

【評価指標】

A: 著しく順調に進んでいる
C: 順調に進んでいない

B: 概ね順調に進んでいる
D: 指標の見直しが必要

項目	計画時実績	目標	実績			評価	資料出典
			25年度	26年度	27年度		
災害拠点病院の指定数	70か所	増やす	75か所	80か所	80か所	B	災害拠点病院数 (救急災害医療課調べ)
災害拠点病院の耐震化率	82.9%	100% (27年度末)	88.0%	88.8%	92.5%	B	救急災害医療課調べ
東京DMATの隊員数	874名	1,000名	972名	1,087名	1,088名	A	救急災害医療課調べ
災害拠点病院の事業継続計画(BCP)の策定率	5.7%	100%	82.7%	82.5%	88.75%	B	救急災害医療課調べ

【主な事業】

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標1) 災害医療 コーディネーターを中心に 情報連絡体制を強化する	○医療救護班等の医療チームの効果的な配分など、被害状況等に応じ迅速に医療救護活動を統括・調整できるよう、各災害医療コーディネーターに災害医療に関する情報を集約一元化する新たな情報連絡体制の構築に努める。	○災害時訓練 ○医療保険政策区市町村包括補助事業	○地震等の災害に備えるため、区市町村と合同総合防災訓練を実施するほか、地域災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏ごとの訓練などを実施しています。 ○区市町村災害医療コーディネーターを中心とした地域災害医療を確保するため、区市町村に対し包括補助による財政支援を行っています。	○訓練の実施 防災:立川市、三宅島 図上:区中央部、北多摩西部、北多摩南部 ○全区市町村が補助対象	○区市町村と合同総合防災訓練の実施(毎年度実施) ○9医療圏で図上訓練を実施 地域の特性に応じた災害医療体制体制等を整備 (25年度から、毎年度3圏域ずつ訓練を実施) ○各区市町村に災害医療コーディネーター設置の働きかけと包括補助による財政支援を実施
	○各災害医療コーディネーターが情報を迅速・的確に把握できるよう、防災行政無線、衛星電話、EMISなど医療機関の役割に応じて複数の通信手段を整備する。	○災害医療協議会等 ○災害拠点病院事業	○都災害医療コーディネーター等が情報を迅速・的確に把握するため、衛星電話を購入し、連絡体制を整備しています。 ○災害拠点中核病院等が二次保健医療圏内の情報収集と医療救護活動の統括・調整を行えるよう、通信設備などを整備しています。	○衛星電話の電話料金の支出 都災害:3台 地域災害:12台 ○災害拠点中核病院等に通信設備などの整備 11二次保健医療圏(西多摩を除く)	○EMISの運用範囲を区市町村に拡大 ○都災害医療コーディネーターと地域災害医療コーディネーターに衛星電話を配備(15台 25年度) ○衛星電話等の整備に必要な補助を実施 拠点病院:24年度 連携病院:25年度 ○災害拠点中核病院等に通信設備などの整備(11二次保健医療圏)
(目標2) 医療機関の受入体制や搬送方法など医療救護活動を確保する	【1 医療救護活動の確保】 ○各二次保健医療圏において医療機関と区市町村等の行政機関が円滑に医療救護活動を行うことができるよう連携強化を図るとともに、各災害医療コーディネーター間のネットワークづくりを進め、二次保健医療圏間での連絡体制を確立する。	災害医療協議会等(再掲)	○災害時に迅速かつ適正な医療救護活動を行うため、地域災害医療連携会議等を開催し、地域の特性に応じた災害医療体制を整備しています。	○災害医療コーディネーター部会の開催 ○地域災害医療連携会議の開催	○地域災害医療コーディネーター部会を開催(4月) ○二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議等を開催 医療救護活動の実施体制や地域の特性に応じた連携体制などについて検討
	○地域災害拠点中核病院等に設置する医療対策拠点において、東京都地域災害医療コーディネーターが的確な医療救護活動を統括・調整できる体制を構築するとともに、実践的な運用に向けて訓練等を行う。 ○各二次保健医療圏の地域災害医療連携会議の一層の活用や、研修・訓練を通じて、地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築する。	○災害医療協議会等 ○災害時訓練(再掲)	○災害時に迅速かつ適正な医療救護活動を行うため、地域災害医療連携会議等を開催し、地域の特性に応じた災害医療体制を整備しています。 ○地震等の災害に備えるため、地域災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏ごとの訓練を実施しています。 (再掲)	○地域災害医療連携会議の開催 ○図上訓練の実施 27年度:3圏域 区中央部、北多摩西部、北多摩南部	○二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議等を開催 医療救護活動の実施体制や地域の特性に応じた連携体制などについて検討 ○9医療圏で図上訓練を実施 地域の特性に応じた災害医療体制等を整備

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標2) 医療機関の 受入体制や 搬送方法など 医療救護 活動を確保 する	○災害医療に関するマニュアルや、区市町村に対するガイドラインを作成し、各災害医療コーディネーターが適切に対応できるよう、研修・訓練を行う。	災害時医療救護活動研修	大規模災害発生時において、医療機能が適切に機能され、災害医療が円滑に行えるよう、災害時医療救護活動ガイドラインを作成し、関係機関へ周知しています。	災害時医療救護活動ガイドラインの印刷、関係機関への配布	区市町村や医療機関等にガイドラインを配布するとともに、防災訓練説明会等でガイドラインについて説明
	○他県からの応援医療チームを受け入れる参集拠点をあらかじめ定め、災害医療コーディネーターが各地域の被害状況に応じて迅速に派遣できる体制を確立する。	東京都災害時医療救護活動・在宅医支援センター整備事業	災害発生時に、都医師会が関係機関の連絡調整や東京都医療救護班の編成を行えるよう、活動拠点の整備を行っています。	東京都災害時医療救護活動・在宅医支援センターの整備費補助	○医療救護活動ガイドラインの策定にあわせて、応援医療チームの運用方法について検討 ○東京都医療救護班の編成のほか、他県JMATの活動方針等の協議及び関係機関との連絡調整の拠点を整備
	○避難生活が長期化した場合の避難者等の健康管理、保健所等と連携した公衆衛生的ニーズに対する医療救護活動など、医療ニーズの変化に応じて区市町村が設置する医療救護活動拠点の体制整備を働きかける。	-	-	-	○医療救護活動ガイドラインの策定にあわせて、区市町村が設置する医療救護活動拠点のあり方について検討 ○医療救護活動拠点の設置場所について区市町村に調査し、通信設備の状況等を踏まえた助言の実施
	○島しょ地域においては、災害発生直後から町村長と連携して医療救護活動を実施することとし、島内の医療機関において対応困難な場合は、町村及び関係防災機関との密接な連携により、患者を島外の医療機関に搬送する。	災害時訓練(再掲)	地震等の災害に備えるため、町村と合同により総合防災訓練を実施しています。(再掲)	訓練の実施 ○三宅島	○大島町で発生した風水害を踏まえ、災害医療派遣チーム(「東京DMAT」)運営要綱等を改正 ○災害発生時における行政及び防災機関の連携向上等を図るため、町村と合同により防災訓練を実施
	○原子力災害や放射線事故等に対応するため、「緊急被ばく医療体制」を都内にも構築するよう、国に対し引き続き要求していく。	-	-	-	都内の緊急被ばく医療体制の構築について、国に対して提案要求
【2 医療機関の受入体制の確保】 ○病院建物の耐震診断や、耐震補強工事を促進するとともに、災害時において医療機関の診療機能を継続できるよう、医薬品や多元的な水の確保、電力等のライフラインの確保や事業継続計画(BCP)の策定支援に取り組む。	○医療施設耐震化促進事業 ○医療施設耐震化緊急整備事業 ○医療施設耐震化緊急対策事業 ○医療施設耐震対策緊急促進事業	災害時の医療提供体制を確保するため、救急医療機関など都内全ての病院について、新築建替、耐震補強、耐震診断に必要な経費の一部を補助し、耐震化を促進します。	○耐震診断 53施設 ○耐震補強 11施設 ○新築建替 30施設	○耐震補強工事や自家発電装置の設置等に対する財政支援を行った。 ○防災訓練説明会等において、BCP策定ガイドラインの説明や病院の事例を紹介するなど、病院に対しBCP策定の働きかけを実施	
○二次保健医療圏ごとに、災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院が、あらかじめ定められた役割分担に従い機能を十分に発揮できるように、地域の特性に応じた行動要領を具体的に定める。	○災害医療協議会等 ○災害時訓練(再掲)	○災害時に迅速かつ適正な医療救護活動を行うため、地域災害医療連携会議等を開催し、地域の特性に応じた災害医療体制を整備しています。 ○地震等の災害に備えるため、地域災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏ごとの訓練を実施しています。(再掲)	○地域災害医療連携会議の開催 ○図上訓練の実施 27年度:3圏域 区中央部、北多摩西部、北多摩南部(再掲)	○二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議等を開催 医療救護活動の実施体制や地域の特性に応じた連携体制などについて検討 ○9医療圏で図上訓練を実施 地域の特性に応じた災害医療体制等を整備(再掲)	
○多数の負傷者が殺到する災害拠点病院等の負担を軽減して重傷者等に対する医療を確保できるよう、医療対策拠点や区市町村による緊急医療救護所や医療救護活動拠点の設置など、フェーズ区分に応じた災害医療体制の整備を進める。	-	-	-	-	
○新たな被害想定や都内医療機関の収容力、地域の実情等を踏まえ、災害拠点病院の整備を進める。	災害拠点病院事業	多数の重症者に対して医療を提供できるよう、建物の耐震化、防災行政無線や受水槽の設置、医療資器材の備蓄等を行い、災害拠点病院の整備を進めています。	応急用資器材の整備や耐用年数の経過による更新等に要する費用の補助	○災害拠点病院の指定数80病院(平成28年3月時点) ○災害発生時に重症患者を確実に受け入れられるよう、災害拠点病院の必要数を確保	
○災害時におけるトリアージ活動の意義について、都民に広く周知する。	-	-	-	-	○ホームページにトリアージの実施基準等を掲載 ○東京防災の中で、トリアージの必要性等を記載
【3 搬送体制の確保】 ○東京都地域防災計画に基づき、関係機関と調整の上、複数の搬送手段や搬送経路を確保する。	災害時訓練(再掲)	地震等の災害に備えるため、区市町村と合同総合防災訓練等を実施しています。(再掲)	訓練の実施 防災:立川市、三宅島(再掲)	都総合防災訓練において民間救急車を活用した傷病者搬送訓練を実施し、搬送経路や搬送手段などについて検証	

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標2) 医療機関の 受入体制や 搬送方法など 医療救護 活動を確保 する	○被災地内の傷病者を被災地外に速やかに搬送できるように、航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置に向けた準備を進める。	SCU(広域医療搬送拠点臨時医療施設)の整備	災害時において被災地内での対応が困難な患者を被災地外へ広域搬送するため、SCUの運営に必要な医療資器材等を整備しています。	○医療資器材等の整備 高度医療資器材(搬送用モニター等)や一般医療資器材(簡易ベット等) ○首都直下地震を想定した広域搬送訓練等の実施(内閣府・関東ブロック※東京)	○SCU設置に必要な資器材を、東京国際空港及び有明の丘防災拠点に医療資器材等を備蓄 25年度 整備資機材検討 26年度 東京国際空港立川駐屯地 ○広域搬送訓練等の実施(26年度関東ブロック※群馬)
	○離発着場が整備されていない災害拠点病院等については、オープンスペース等利用計画などに基づき、病院敷地内又は近接地にヘリコプターの緊急離発着場の確保に努める。	-	-	-	-
(目標3) 東京DMAT の体制を強化する	○大規模地震や都市型災害に対して迅速に医療救護活動が行えるように、東京DMAT指定病院25か所に対して実践的な研修や訓練を実施し、1,000人程度の東京DMAT隊員を確保できるように、継続的に隊員養成する。	東京DMAT	東京DMATの活動を確保できるよう、隊員養成研修と隊員更新時研修のほか、医療連携訓練を実施し、東京DMAT隊員の養成と確保を行っています。	研修の開催 ○隊員養成研修 2回 ○隊員更新時研修 9回	○東京消防庁と連携して実践的な隊員養成研修を実施 (平成28年3月末時点 隊員数 1,088名)
	○NBC災害時においても迅速かつ確かな医療救護活動が行えるように活動要領を定め、資器材の整備や教育・訓練を実施する。		東京DMATがNBC災害の現場でも安全に活動を行えるよう、医療資器材の整備やNBC活動マニュアルを作成するなど、体制整備を図っています。	東京DMATの隊員養成研修の中で、NBC災害発生時対応カリキュラムを実施	○特殊災害チームの指定(広尾・日板・杏林) ○装備品の配備(26年度) 感染防護衣などを東京DMAT指定病院に整備
(目標4) 医薬品等の 供給体制を 強化する	○大規模震災時の交通規制があっても卸売販売業者から供給が確実に行われるよう、卸売販売業者の車両のうち必要な台数を緊急通行車両として事前登録する。			-	東京都薬剤師会及び東京医薬品卸業協会等協定締結6団体に対し緊急通行車両の登録を働きかけ、新規に710台を事前登録済み
	○卸売販売業者との災害時の連絡体制を強化するため、東京医薬品卸業協会等、関係団体へ災害時優先携帯電話や業務用無線を配備する。	災害時医療物資供給体制の強化	災害時においても都民への医療提供を継続するため、薬局機能の維持或いは早期回復を支援するとともに、医療物資の供給が適切に行われるための体制整備を行います。	関係団体に配備した災害時優先携帯電話とMCA無線に関する訓練実施	○2か月に一度、MCA無線による通信訓練を実施 ○9月1日に実施した総合防災訓練において、災害時優先携帯電話を使用した訓練を実施
	○区市町村や地区薬剤師会に対し、災害時の医薬品供給体制を整備できるよう支援する。また、医療機関や薬局に対し、医療のニーズに応じ3日分程度の備蓄をするよう働きかける。			区市町村個別に医薬品卸業者との協定締結を支援	新たに21区市町村が卸売販売業者との協定締結を完了(協定締結が完了した区市町村は、累計52区市町村)

第2部各論 第1章 第3節 疾病・事業ごとの医療連携体制の取組

8 へき地医療の取組

【評価指標】

A: 著しく順調に進んでいる	B: 概ね順調に進んでいる
C: 順調に進んでいない	D: 指標の見直しが必要

項目	計画時実績	目標	実績			評価	資料出典
			25年度	26年度	27年度		
各町村の医師派遣要請に対する充足率	100%	維持する	100%	100%	100%	B	救急災害医療課調べ
代診医派遣要請に対する充足率	100%	維持する	100%	100%	100%	B	救急災害医療課調べ
画像電送システムの利用件数(年間)	749件	増やす	844件	1,051件	1,221件	A	救急災害医療課調べ

【主な事業】

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画(予算規模等)	これまでの取組状況(平成27年度の実績を中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標1) へき地町村の行う医療従事者確保を支援する	○へき地勤務医師等確保協議会において、大学病院等の事業協力病院からへき地の医療機関に医師を定期的に派遣する計画を定め、引き続き医師等の長期的、安定的な確保を図る。	へき地勤務医師等確保事業	へき地町村からの派遣要請を元に、へき地医療対策協議会において、大学病院等の事業協力病院からへき地医療機関に医師を定期的に派遣する計画を定めるとともに、事業協力病院に対して謝金を交付します。	へき地勤務医師等確保事業に基づく派遣者数15名	○平成25年度に、従前の「へき地勤務医師等確保協議会」と「へき地医療支援計画策定会議」を統合し、新たに「へき地医療対策協議会」を立ち上げ、へき地医療対策を総合的に協議する場を設置 ○当協議会において決定した派遣計画による、へき地勤務医師等確保事業に基づく派遣者数は平成27年度15名(平成26年度も同数)
	○自治医科大学に対して運営経費等の一部を負担し、へき地勤務を行う総合医の養成を行うとともに、自治医科大学を卒業した医師をへき地医療機関に引き続き派遣していく。	自治医科大学	自治医科大学に対して運営経費等の一部を負担し、へき地勤務を行う総合医の養成を行うとともに、自治医科大学を卒業した医師をへき地医療機関に引き続き派遣します。	○自治医科大学卒業義務年限医11名をへき地町村に派遣 ○卒後2年目の医師を対象とした地域医療(へき地医療)研修の実施(2名×1ヶ月間) ○学生を対象とした地域医療(へき地医療)研修の実施(5日間)	○平成27年度における自治医科大学卒業義務年限医21名中、11名をへき地町村へ派遣(派遣数は平成26年度も同数) ○卒後2年目の義務年限医を対象とした地域医療(へき地医療)研修を実施(2名×1ヶ月間) ○自治医科大学学生を対象とした地域医療(へき地医療)研修を実施(5日間)
	○医師不足が深刻な市町村公立病院等に対して一定期間医師を派遣するため、地域医療支援ドクター事業を引き続き実施し、地域の医療体制の確保に努める。	東京都地域医療支援ドクター事業	多摩・島しょの公立病院等を支援し地域の医療体制を確保するため、地域医療の支援に意欲を持つ医師を都が採用し、へき地医療機関及び市町村公立病院に一定期間派遣します。	市町村公立病院等への派遣予定(支援勤務) 5名	○平成27年度派遣実績 4名を派遣 ○平成21年度～平成26年度までの派遣実績 延べ23名を派遣
	○へき地における医療従事者の定着を促進するため、島しょ地域で情報共有の機会提供や研修などの取組を実施する。また、Web会議システムを利用し、島しょの医療従事者のみでなく、都立病院の医師等も参加した症例の検討会や情報交換会を実施する。	東京都地域医療支援センター	医師等医療従事者の確保方策を協議する「東京都地域医療対策協議会」で決定した医師確保対策の方針に基づき、各医療機関における医師確保支援、地域医療医師奨学金被貸与者のキャリア形成支援、医師確保状況の実態把握、求人・求職情報等医師確保対策に関する情報発信など、都の特性を踏まえた医師確保対策を推進します。	東京都地域医療支援センターの運営及び同委員会の開催	○奨学金被貸与者のキャリア形成支援 ・へき地医療研修として三宅村、神津島村、御蔵島村にて、計12日間研修(船中含む)を実施 ・地域医療に関する講義・ワークショップ実施(年1回) ○東京都地域医療支援センター運営委員会の開催(年2回)
		島しょ看護職員定着促進事業	島しょ地域において働く看護職員を対象に出張研修や一時的に島を離れる際の短期代替看護職員派遣を実施することにより、島しょ地域に勤務する看護職員の働きやすい環境を整え、定着を促進します。	○出張研修 島しょで働く看護職員が、島を離れずに研修を受ける機会を設けることで、看護職員のモチベーションの向上やケアの質の向上を図る ○短期代替看護職員派遣 島しょの看護職員が研修等により一時的に島を離れる際に、代替看護職員派遣を実施し、看護職員がより勤務を継続しやすい環境を整備	平成27年度実績 出張研修12回

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標1) へき地町村 の行う医療 従事者確保 を支援する	○へき地における医療従事者の定着を促進するため、島しょ地域で情報共有の機会提供や研修などの取組を実施する。また、Web会議システムを利用し、島しょの医療従事者のみでなく、都立病院の医師等も参加した症例の検討会や情報交換会を実施する。	へき地医療連絡会	Web会議システムを用いて、島しょ医療機関医師、都立広尾病院医師、都庁職員等を構成員とする連絡会を定期的に開催し、救急搬送症例検討や各種情報交換を行います。	年10回開催	年10回開催
	○再就職相談会など医療従事者の求人関係の各種イベントを有効に活用し、へき地医療の普及・啓発を図るとともに、無料職業紹介事業の求職登録者数の増加を図る。 ○東京都へき地医療支援機構のホームページに、へき地で活躍する医療従事者の体験談や、島の魅力などを盛り込む等、掲載内容の一層の充実を図る。	東京都へき地医療支援機構無料職業紹介事業	東京都へき地医療支援機構(事務局:医療政策部救急災害医療課)内に無料職業紹介事業所を設置し、医療従事者全般を対象とした、職業安定法に規定される無料職業紹介事業を実施し、へき地町村の医療従事者の確保を支援します。	各種イベント等へのブース出展またはパンフレット設置(随時)	○看護職員関係イベントへのブース出展1回、島しょ振興イベントへのパンフレット設置1回、東京都ナースプラザへのパンフレット設置(通年) ○無料職業紹介事業所登録者数:平成27年度末現在104名(26年度末現在87名)
	○地域医療支援センターを設置し、地域枠医師等の育成や、就業支援を行い、地域医療に従事する医師の確保と定着を図る。	地域医療を担う医師養成事業(東京都地域医療医師奨学金)	将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、地域医療医師奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等の医師の確保及び質の向上に寄与します。	東京都地域医療医師奨学金制度の実施 ○【特別貸与】医学部定員増による奨学金(順天堂大学:10名、杏林大学:10名、東京慈恵会医科大学:5名) ○【一般貸与】都内13大学の5、6年生に対する奨学金	○平成27年度新規貸与者数 ・【特別貸与】25名 ・【一般貸与】8名 ○平成26年度末貸与者数 ・【特別貸与】119名 ・【一般貸与】74名
		医療勤務環境改善支援センター事業(平成26年度事業開始)	医師、看護師等の医療スタッフの勤務環境を改善することにより、医療安全の確保及び医療の質向上を図るため、医療従事者の勤務環境改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の援助を行うなど、働きやすい環境整備に向けた医療機関の主体的な取組を支援します。	【主な事業計画】 ○ 導入支援 病院からの希望により、社会保険労務士、医業経営アドバイザーが訪問し、課題抽出、改善計画策定を支援 ○ 電話相談支援センターにおいてアドバイザーが相談	平成26年10月1日改正医療法の施行と同時に、東京都医療勤務環境改善支援センターを設置・運用を開始 【実績】 平成26年度 導入支援 11医療機関 電話相談 19件 平成27年度 導入支援 11医療機関 電話相談 114件
	医師勤務環境改善事業(平成20年度事業開始)	都内の医療体制の安定的な確保が可能となるよう、病院勤務医師の勤務環境を改善し、医師の離職防止と定着を図る取組及び職場を離れた女性医師等の復職を支援する取組に対し、必要な経費を補助します。 対象:都内病院(ただし、国、都、独立行政法人等を除きます。)	【対象経費及び予算規模】 ○ 勤務環境改善及び再就業支援事業32病院 ○ 相談窓口の設置 2病院 ○ チーム医療の推進26病院 【補助率】 1/2	平成26年度からは、対象病院を小児、周産期、救急に限定せず、都内全病院に拡大 【実績】 平成26年度 延べ49病院 平成27年度 延べ58病院	
(目標2) へき地勤務 医師等の医療 活動を支援 する	○へき地医療機関に勤務する医師が研修・休暇等で一時的に不在となる場合に代診の医師を派遣し、医師の自己研鑽やリフレッシュの機会を十分に確保し、長期にわたるへき地勤務が可能となるよう勤務環境を引き続き整備していく。	代診医師派遣	へき地医療機関に勤務する医師が研修・休暇等で一時的に不在となる場合に代診の医師を派遣し、医師の自己研鑽やリフレッシュの機会を十分に確保し、長期にわたるへき地勤務が可能となるよう勤務環境を引き続き整備します。	充足率100%	【平成27年度実績(カッコ内は26実績)】 ○派遣要請件数100(103)件 ／対応件数100(103)件<充足率100%> ○派遣日数427(488)日
	○島しょ医療機関と都立広尾病院を結んでいる画像電送システムについて、静止画だけでなく動画の電送もできるようにするなど、診療機能の向上に資するシステムの検討、更新を行い、へき地での診療活動の一層の充実を支援する。	島しょ医療用画像電送システム	島しょ医療基幹病院である都立広尾病院と島しょ医療機関及び都庁との間に遠隔読影とWeb会議の機能を持つ島しょ医療用画像電送システムを設置し、医療機関相互の連携を図るとともに、基幹病院が島しょの診療活動を支援することにより、島しょの医療水準の向上を図ります。	システム更新による利便性の一層の向上	【平成27年度実績(カッコ内は26実績)】 ○画像電送依頼件数1,221(1,051)件、送信枚数157,458(112,387)枚 ○平成27年12月に新システムに更新。操作性や画像表示能力など機能向上
	○東京型ドクターヘリ協力病院(平成24年10月1日現在11病院)については、各医療機関の特色を活かした受入体制を検討する。	ヘリコプター救急医療搬送体制整備事業	広尾病院をはじめとする都立病院等の他に協力病院を拡充整備することにより、へき地等における救急医療体制を向上させます。	—	【平成27年度実績(カッコ内は26実績)】 収容5(8)人、医師添乗1(2)件

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標3) へき地医療 の提供体制 の整備を行 う	○へき地診療所において、引き続き診療に必要となる施設・設備の整備に要する経費を補助することにより、へき地診療所の医療機能の充実を図る。	へき地診療所医療機器整備費補助事業等	へき地医療機関の診療基盤を確保するため、へき地町村が行う診療所及びその医師住宅、看護師住宅の新設、増改築及び改修や、診療所に必要な医療機器の購入に要する経費を補助します。	設備整備費5か所	【平成27年度実績(カッコ内は26実績)】 ○設備整備費5(5)か所
	○へき地町村が専門診療事業を実施する際に、専門医を確保するための調整等を行うとともに、その経費を補助することにより、引き続きへき地町村で確保困難な専門医療の確保を図っていく。	へき地専門医療確保事業	眼科や耳鼻咽喉科などの特定の診療科について、へき地町村内で確保することが困難で、町村外から専門の医師等を確保して診療を実施する場合の医師等の確保に要する経費を補助します。	全へき地町村(11町村)で実施	【平成27年度実績(カッコ内は26実績)】 11(11)町村【全へき地町村】

第2部各論 第1章 第3節 疾病・事業ごとの医療連携体制の取組

9 周産期医療の取組

【評価指標】

A: 著しく順調に進んでいる
B: 概ね順調に進んでいる
C: 順調に進んでいない
D: 指標の見直しが必要

項目	計画時実績	目標	実績			評価	資料出典
			25年度	26年度	27年度		
NICUの整備	291床	320床 (26年度末)	294床	315床	326床	A	救急災害医療課調べ
周産期センターにおける搬送受入件数に対する搬送要請件数	産科:2.01 NICU:1.18	下げる	産科:1.98 NICU:1.22	産科:1.87 NICU:1.12	産科:2.15 NICU:1.21	B	救急災害医療課調べ
NICU入院児支援コーディネーター配置病院数	15病院	増やす	19病院	22病院	24病院	A	救急災害医療課調べ
短期入院(レスパイト)実施病院数	7病院	増やす	9病院	13病院	17病院	A	救急災害医療課調べ

【主な事業】

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標1) 周産期母子医療センター等周産期医療施設の機能を強化する	○NICUの運営や整備への支援を行い、出生1万人に対し、30床を目標に整備する。併せて、搬送調整機能や母体救命対応機能、麻酔科医師、臨床心理技術者、入院児支援コーディネーターの配置促進等、周産期センターの機能を強化し、妊婦・新生児の搬送受入体制を強化する。	-	-	-	NICU病床の整備(平成28年3月31日現在 326床)
		-	-	-	周産期母子医療センターの整備(平成28年3月31日現在 27病院)
		周産期医療施設等整備費補助	ハイリスク妊娠や産褥、病的新生児に的確に対応するため、出産前後の母体・胎児から新生児への一貫した管理を行う母体・胎児集中治療管理室(M-FICU)や、新生児集中治療管理室(NICU)を整備し、高度な周産期医療を適切に提供する医療基盤の整備を促進します。	施設整備:0病院 設備整備:19病院	平成27年度 施設整備:1病院、 設備整備:15病院
		産科医等確保支援事業	産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対して財政支援を行います。	114施設	平成27年度 94施設
		産科医等育成支援事業	臨床研修終了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修医手当を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図ることを目的とします。	18施設	平成27年度 15病院
		新生児医療担当医確保支援事業	過酷な勤務状況にある新生児医療担当医(新生児科医)の処遇を改善するため、出産後NICUへ入室する新生児を担当する医師に対し手当を支給します。	15施設	平成27年度 13病院
○医療機関の機能分化を進め、ミドルリスクの妊婦に対応する周産期連携病院の整備を促進し、医療資源の効率的活用を図る。	周産期連携病院(休日・全夜間診療事業)	ミドルリスク分娩の受け皿としての二次医療機関の役割を評価し、重点的に支援・確保することにより、周産期母子医療センターへの分娩・搬送集中を緩和し、妊婦のリスクに応じた体系的な受入体制の確保を図ります。	15施設	周産期連携病院の指定(平成27年度 10病院)	
	周産期連携病院NICU運営費補助	周産期連携病院において、新生児搬送を受入れるNICUの運営に対して補助を行うことにより、不足するNICUの増床を図り、周産期母子医療センター以外でのハイリスク新生児搬送受入機能を強化することを目的とします。	2施設	平成27年度 1病院	
○奨学金制度を利用した医師が、地域の周産期医療に携わり定着していくよう、支援を行っていく。	地域医療を担う医師養成事業(東京都地域医療医師奨学金)(再掲)	将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、地域医療医師奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等の医師の確保及び質の向上に寄与します。(再掲)	東京都地域医療医師奨学金制度の実施 ○【特別貸与】医学部定員増による奨学金(順天堂大学:10名、杏林大学:10名、東京慈恵会医科大学:5名) ○【一般貸与】都内13大学の5、6年生に対する奨学金(再掲)	○平成27年度新規貸与者数 ・【特別貸与】25名 ・【一般貸与】8名 ○平成26年度末貸与者数 ・【特別貸与】119名 ・【一般貸与】74名 (再掲)	

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標2) 周産期搬送 体制の整備 を進める	○東京都母体救命搬送システム及び周産期搬送コーディネーター制度の検証を通じ、周産期搬送体制の強化を図る。	○母体救命対応総合周産期センター ○周産期搬送コーディネーター	○脳卒中や出血性ショックなど重症な疾患により緊急に母体救命処置を必要とする妊婦等が、近くの救急医療機関等で受入れが決まらない場合に、必ず受け入れる「スーパー総合周産期センター」を指定します。 ○選定困難事案の減少や選定時間の短縮等を目的として、24時間体制で全都域を対象に搬送調整を行う周産期搬送コーディネーターを配置します。	5施設(母体救命対応総合周産期センター)	○スーパー総合周産期センター(母体救命搬送システム)の充実(平成28年3月31日現在 5病院) ○周産期搬送コーディネーターの配置
	○近隣3県(埼玉・神奈川・千葉)との間で、周産期搬送体制について情報を共有するとともに、県域を越えた周産期搬送のルール作りについて検討し、必要な連携体制を構築する。	-	-	-	神奈川県とは平成24年1月から、埼玉県とは平成26年4月から試行を実施
	○周産期医療情報システムの活用等により、周産期センター及び周産期連携病院の診療能力情報の共有化を行い、搬送先選定の効率化を図る。	周産期医療情報ネットワーク	都における周産期医療対策事業の一層の推進を図るため、周産期医療ネットワーク等を通じて母子医療情報を有効に活用し、また周産期医療における専門知識・技術を提供することなどにより、母子医療水準の向上を図ります。	-	周産期医療情報システムの運営
(目標3) 周産期医療 施設間の連 携を推進す る	○地域の周産期医療機関等の従事者で構成する地域連携会議の開催等を通じて、各周産期医療ネットワークグループにおいて搬送の基準やルールの共有化を図ることにより、医療機関等の機能に応じた役割分担と連携の充実・強化を図る。	周産期医療ネットワークグループの構築	普通分娩や二次医療機関でも入院管理可能な妊婦や新生児が、本来ハイリスク分娩や病的新生児の管理、治療を担うべき周産期母子医療センターに集中し、センターでの緊急搬送の受入が困難な状況が生じています。 この状況に対応するため、周産期医療ネットワークグループを設定し、グループ内で一次、二次、三次の医療機能分化を図り、搬送条件を共有化するなどの連携を図ることにより、限られた医療資源を有効に活用し、緊急搬送等に対応します。	8グループ	周産期医療ネットワークグループの構築(平成27年度 8グループ)
(目標4) NICU等入 院児の在宅 療養等への 移行支援を 進める	○周産期センターにおけるNICU入院児支援コーディネーターの配置促進、在宅移行支援病床の配置促進、在宅療養相談事業の活用等による、在宅移行支援を強化する。また、短期入院(レスパイト)による家族の一時支援、急性増悪時の児の受入れ等、在宅移行後の支援の充実を図る。	-	-	-	NICU入院児支援コーディネーターの配置(平成27年度 24病院)
		在宅移行支援病床運営事業	NICUやGCUに長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児(「以下「NICU等長期入院児」という。)について、在宅生活へ円滑に移行するためNICU・GCUと在宅療養の間に、中間的病床として在宅移行支援病床を設置することにより、NICU等の満床の解消を図るとともに在宅療養等への円滑な移行を促進します。	8病院	在宅移行支援病床の運営(平成27年度 9病院)
		在宅療養児一時受入支援事業	NICU等長期入院児の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者の労力の一時支援を目的とします。	22病院	平成27年度 17病院
	○地域において、保健・医療・福祉の各分野と連携を深めながら、在宅生活を支える療育環境の整備を進める。	小児等在宅移行研修事業	PICU入院児も含めた在宅移行が望ましい小児等の在宅療養への円滑な移行を促進するため、職種ごとの実践的研修や多職種合同の研修を実施し、小児在宅移行を担う人材の育成及び確保を行います。	職種別5回、多職種合同1回	平成27年度 職種別6回、多職種合同1回 計174名

第2部各論 第1章 第3節 疾病・事業ごとの医療連携体制の取組

10 小児医療の取組

【評価指標】

A: 著しく順調に進んでいる
B: 概ね順調に進んでいる
C: 順調に進んでいない
D: 指標の見直しが必要

項目	計画時実績	目標	実績			評価	資料出典
			25年度	26年度	27年度		
救急専門医等(小児)の養成	795名	増やす	1,025名	1,259名	1,493名	B	救急災害医療課調べ
幼児死亡率(1～4歳人口 十万対)	18.5	下げる	16.2 (24年度)	13.7 (25年度)	16.8 (26年度)	A	「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(東京都)、人口動態統計(東京都)から算出
乳児死亡率(出生数 千対)	2.0	下げる	2.2 (24年度)	2.0 (25年度)	1.9 (26年度)	A	「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(東京都)、人口動態統計(東京都)から算出

【主な事業】

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画(予算規模等)	これまでの取組状況(平成27年度の実績を中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標1) 小児救急医療体制の実施体制を確保する	○東京都小児医療協議会に専門部会を設置し、小児初期救急平日夜間診療事業の推進、小児初期救急医療事業の未整備地域への対応を検討する。	東京都小児医療協議会	医療機関、関係機関、区市町村等で構成される協議会を設置し、初期救急から三次救急までの小児救急医療体制の確保・充実を図っています。	協議会 年2回 関係部会・検討会 年2回	○今後の小児初期救急医療事業について検討するため、小児初期救急医療体制検討部会を開催(平成24年度2回、平成25年度1回開催) ○東京都小児医療協議会において小児初期救急医療体制の検討を含めた小児医療体制の強化について検討・協議(平成24年度1回、平成25年度1回、平成26年度1回、平成27年度1回開催)
	○休日・全夜間診療事業(小児)へ参加する医療機関に対し、施設・設備等の整備への支援を通じて、二次救急医療体制の充実・強化を図る。	休日・全夜間参画医療機関整備費補助(小児)	休日の昼間及び夜間、平日の夜間において、入院を必要とする小児の重症救急患者に対応する医療機関が、施設・整備等をより充実させることを目的とした整備に対し、その経費を補助することにより二次救急医療体制の充実を図っています。	2病院	休日・全夜間診療事業(小児)への参画医療機関へ施設・設備等補助 平成24年度2病院 平成25年度1病院 平成26年度1病院 平成27年度1病院
(目標2) こども救命センターの機能強化を図る	○東京都小児医療協議会に専門部会を設置し、こども救命センターにおける転院・退院に向けた取組への支援に係る対応等を検討していく。	東京都小児医療協議会(再掲)	医療機関、関係機関、区市町村等で構成される協議会を設置し、初期救急から三次救急までの小児救急医療体制の確保・充実を図っています。(再掲)	協議会 年2回 関係部会・検討会 年2回 (再掲)	急性期を過ぎた小児患者の円滑な転院・退院支援体制について方策等を検討するため、こども救命センター転院・退院支援体制検討部会を開催 平成25年度3回開催 平成26年度3回開催
	○地域研修会の実施などを通じ、医療機関に「こども救命センター」事業の周知を図るとともに、地域で小児医療を担う医療機関の連携・ネットワーク化を一層進め、こども救命センターの機能強化を図る。	こども救命センターの運営	他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う「東京都こども救命センター」として、都立小児総合医療センターなど4施設を指定しています。同センターでは、救命処置のほか、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間の連携を図るとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施しています。	4施設	○こども救命センターに関するパンフレットの作成、配布(小児科標榜医療機関)及び地域ブロック会議でのこども救命センター事業の周知 ○こども救命センター3施設に退院支援コーディネーターをモデル配置

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標3) 小児医療に関する普及啓発・相談支援事業を推進する	○区市町村における普及啓発事業を促進するなど、小児救急医療普及啓発事業の推進策を検討していく。	小児救急普及啓発事業(包括補助事業)	子供の保護者に対し、身近な地域の医療機関の情報、子供の病気に関する基礎的な知識、子供の急病時の対処方法等についての情報提供や学習機会を提供し、子供の急病時における保護者の適切な受療行動を推進する区市町村の普及啓発事業を支援しています。	42地区(小児初期救急平日夜間診療事業を実施する区市町村等を対象)	小児救急医療に関する普及啓発事業を実施する区市町村へ補助 平成24年度7区市 平成25年度9区市 平成26年度10区市 平成27年度9区市
	○夜間や休日に受診可能な医療提供施設の情報を提供していくため、“ひまわり”や“t-薬剤いんぷお”などの案内サービスの充実を図っていく。	保健医療情報センター運営	人口の高齢化、疾病構造の変化等に伴い増加している、保健医療情報への需要に対応するため、医療・福祉に関する相談対応や医療機関等の情報提供を行っています。	保健医療情報センターの運営	○保健医療情報センター等実績 ・保健医療福祉相談:56,877件 ・“ひまわり”Webサイトアクセス数:1,363,989件 ○“ひまわり”が活用されるよう、バス広告による広報を行うとともに、普及啓発を図るためクリアファイルを配布
		医療機関情報システム化推進事業		医療機関案内サービスひまわり(Webサイト)の運営	
○子供の受診の必要性の判断や子供の健康に関する相談支援を行う電話相談「母子の健康相談室」(小児救急相談)や「東京都子ども医療ガイド」について普及啓発を図る。	「母子の健康相談室」(小児救急相談)	母子の健全な育成を図るとともに、母子の健康に関する不安や悩みを身近なところで解消し、小児初期救急の前段階で安心を確保する。	相談事業の確実な実施	「母子の健康相談室」(小児救急相談) 平成27年度 36,903件(うち小児救急相談分 32,899件)	
	医療ガイドシステム	都民の主体的な保健医療への参画とセルフケア能力の向上を支援するため、インターネットを通じて親しみやすく信頼性の高い医療情報及び子育て情報を提供しています。	東京都子ども医療ガイド(Webサイト)の運営	Webサイト「東京都子ども医療ガイド」について、掲載内容を見直しを行うとともに、ホームページを一新 ○Webサイトアクセス数104,593件	
(目標4) 地域の小児医療体制の確保を図る	○奨学金制度を利用した医師が、地域の小児医療に携わり定着するよう、支援を行う。	地域医療を担う医師養成事業(東京都地域医療医師奨学金)(再掲)	将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、地域医療医師奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等の医師の確保及び質の向上に寄与します。(再掲)	東京都地域医療医師奨学金制度の実施 ○【特別貸与】医学部定員増による奨学金(順天堂大学:10名、杏林大学:10名、東京慈恵会医科大学:5名) ○【一般貸与】都内13大学の5、6年生に対する奨学金(再掲)	○平成27年度新規貸与者数 ・【特別貸与】25名 ・【一般貸与】8名 ○平成26年度末貸与者数 ・【特別貸与】119名 ・【一般貸与】74名(再掲)
	○病院勤務医師の負担軽減を図るため、育児中の女性医師等への支援を含め、医師の勤務環境を改善する取組を支援する。	医師勤務環境改善事業(平成20年度事業開始)(再掲)	都内の医療体制の安定的な確保が可能となるよう、病院勤務医師の勤務環境を改善し、医師の離職防止と定着を図る取組及び職場を離れた女性医師等の復職を支援する取組に対し、必要な経費を補助します。対象:都内病院(ただし、国、都、独立行政法人等を除く)(再掲)	【対象経費及び予算規模】 ○勤務環境改善及び再就業支援事業32病院 ○相談窓口の設置 2病院 ○チーム医療の推進26病院 【補助率】 1/2(再掲)	平成26年度からは、対象病院を小児、周産期、救急に限定せず、都内全病院に拡大した。 平成26年度 延べ49病院 平成27年度 延べ58病院(再掲)
		特定機能病院勤務医等負担軽減支援事業(平成26年度事業開始)	都内の特定機能病院において、専門医等の勤務医の負担軽減を図るため、病棟又は外来における医師事務作業補助者を雇用するための経費を一部補助し配置を促進します。	【対象経費及び予算規模】 ○医師事務作業補助者を雇用する際に生じる人件費の補助を行う。16施設 【補助率】 1/3	平成26年度 10病院 平成27年度 11病院 ※ 2か年の事業
		医療勤務環境改善支援センター事業(平成26年度事業開始)(再掲)	医師、看護師等の医療スタッフの勤務環境を改善することにより、医療安全の確保及び医療の質向上を図るため、医療従事者の勤務環境改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の援助を行うなど、働きやすい環境整備に向けた医療機関の主体的な取組を支援します。(再掲)	○導入支援 病院からの希望により、社会保険労務士、医療経営アドバイザーが訪問し、勤務環境改善のための課題抽出、計画策定を支援。 ○電話相談 支援センターに配置されたアドバイザーが相談に対応(再掲)	平成26年10月1日改正医療法の施行と同時に、東京都医療勤務環境改善支援センターを設置・運用を開始。 平成26年度 導入支援 11医療機関 電話相談 19件 平成27年度 導入支援 11医療機関 電話相談 114件(再掲)

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標4) 地域の小児 医療体制の 確保を図る	○小児初期救急医療事業の未整備地域への対応等の検討を踏まえて、地域の診療所の開業医等を対象とした研修事業を実施するとともに、救急医等に対する専門研修を継続して実施する。	地域における小児医療研修事業	都内の診療所の医師を対象として小児医療に関する臨床研修等を実施し、地域の小児医療水準の向上を図るとともに、地域において小児救急医療を担う人材の確保を進めています。	○臨床研修:20人 ○地域研修会:10回 ○小児救急研修会:1回	地域の診療所の開業医等を対象に研修(臨床研修等)を実施 平成27年度実績:臨床研修6人、地域研修会7回、小児救急研修会1回
		①救急専門医等養成事業(小児) ②小児集中治療室従事者研修	①救急告示医療機関等に勤務する医師等に対し、小児の救命救急に関する専門的な研修を行うことで、小児救急医療全体のレベルアップを図っています。 ②良質な小児救命救急、集中治療体制を維持していくため、小児集中治療医を志す医師を対象に研修を実施し、育成することで、都における小児医療の充実、確保を図っています。	①受講者規模:240人 ②対象施設:1施設(病院経営本部予算分を除く)	救急医等に対する専門研修を実施 ○PALS研修:平成24年度254名、平成25年度230名、平成26年度234名、平成27年度234名 ○小児集中治療に関する研修:平成26年度1施設、平成27年度1施設(病院経営本部分実績を除く。)
	○在宅療養中の小児や若年層の患者への対応について、地域の実情を把握した上で、検討を進める。	在宅療養普及事業(小児等在宅医療検討部会)	小児等在宅医療連携拠点事業(国モデル事業)の実施等を踏まえ、今後の施策展開を検討するため、小児等在宅医療検討部会を設置し、取組を推進していきます。	小児等在宅医療検討部会の開催 4回	小児等在宅医療検討部会の開催 2回
○小児がん医療機関が多数存在する都の特性を活かし、「東京都小児がん診療連携ネットワーク(仮称)」を構築し、小児がん拠点病院やネットワークに参画する医療機関等との連携を推進し、診療連携や相談支援を実施する。 また、小児医療に携わる医師及び医療従事者や都民に対し、小児がんに関する様々な情報提供や普及啓発を行い、社会全体の小児がんに関する理解を深める。(再掲)	東京都小児がん診療連携推進事業	小児がんに関して高度な診療機能を有する医療機関による診療連携体制として、「東京都小児がん診療連携ネットワーク」を整備し、ネットワークを中心として設置する東京都小児がん診療連携協議会において、都全体の小児がんの診療連携体制や相談支援体制等について、検討・構築します。	東京都小児がん診療連携協議会の設置・運営(東京都小児須郷医療センターへの委託)	○平成25年度から、東京都小児がん診療病院を認定(H27.4.1現在 11か所) ○小児がん拠点病院(2か所)と東京都小児がん診療病院等で構成する東京都小児がん診療連携協議会を設置(平成25年度)し、各施設の小児がん診療実績の情報共有・公開、公開講座の開催、地域医療機関の育成等を推進	
	がんポータルサイトの運営	がんに関する各種の情報を集約し、分かりやすく提供します。	—	東京都がんポータルサイトにおいて、小児がんに関する情報を発信	
○健康の大切さの理解促進と望ましい生活環境実践に向け、教職員の研修等も含め、児童・生徒への健康教育の一層の充実を図る。また、学校保健委員会の役割や機能を充実させるとともに、家庭や地域の関係機関と連携し、がん予防のための健康教育を推進する。(再掲)	—	区市町村で実施した健康教育の事例を収集し、先駆的な取組を他地区に紹介するなど、情報共有を通じて推進を図ります。	—	区市町村のがん検診担当者を対象に区市町村が独自に取り組んでいるがん予防に関する健康教育の状況調査を実施し、その実践例を区市町村に紹介	

第2部各論 第1章 第4節 在宅療養の取組

【評価指標】

A: 著しく順調に進んでいる	B: 概ね順調に進んでいる
C: 順調に進んでいない	D: 指標の見直しが必要

項目	計画時実績	目標	実績			評価	資料出典
			25年度	26年度	27年度		
在宅療養支援診療所	1,420箇所	増やす	1,532箇所 (H26.4.1)	1,528箇所 (H27.4.1)	1,528箇所 (H28.4.1)	A	関東信越厚生局「届出受理医療機関名簿」
在宅療養支援病院	53箇所	増やす	90箇所 (H26.4.1)	97箇所 (H27.4.1)	97箇所 (H28.4.1)	A	関東信越厚生局「届出受理医療機関名簿」
訪問看護ステーション	603事業所	増やす	753事業所 (H26.4.1)	855事業所 (H27.4.1)	959事業所 (H28.4.1)	A	高齢社会対策部介護保険課調べ
在宅医等相互支援体制構築事業の実施	15地区医師会	増やす	16地区医師会	20地区医師会	25地区医師会	A	医療政策課調べ

【主な事業】

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画(予算規模等)	これまでの取組状況(平成27年度の実績を中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標1) 区市町村を 実施主体と した包括的 な在宅療養 体制を構築 する	○住民に最も身近である区市町村が在宅療養の推進を担う実施主体となり、地域包括ケアの視点に立った在宅療養体制を構築する。	在宅療養推進会議(在宅療養普及事業)	急速な高齢化の進展や都民のニーズ、医療制度の変化に対応し、限られた医療資源を有効に活用しながら、都民が身近な場所で安心して適切に在宅療養を受けることができる仕組みを構築するため、東京都在宅療養推進会議において全都的な取組が必要な事項について検討し、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養の推進を図ります。	在宅療養推進会議の開催 2回	在宅療養推進会議の開催 3回
		在宅療養環境整備支援事業(医療保健政策区市町村包括補助事業)	病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するため、在宅療養支援窓口を中心に、医療と介護の連携を強化し、地域における医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養の環境整備を図る区市町村を支援します。	-	○在宅療養支援窓口事業 15区市町村 ※累計 22区市町村 ○在宅療養後方支援病床確保事業 5区市町村 ※累計 11区市町村 ○在宅療養推進協議会 19区市町村 ※ 累計27区市町村
		区市町村在宅療養推進事業	在宅における医療と介護の連携を推進するに当たり、医療側から介護側へ支援するための体制を整備するため、区市町村の取組を支援します。	62区市町村	○医療コーディネーター体制の整備 6区市町村 ○退院患者への医療・介護連携支援体制の整備 6区市町村 ○在宅医と入院医療機関の連携促進 3区市町村
		在宅療養推進区市町村支援事業	在宅療養を取り巻く新たな課題に対応していくため、区市町村が医療機関等と協働で実施する新たな取組を支援します。	20地区	○小児等在宅療養支援体制構築事業 4地区 ○災害時も視野に入れた在宅療養患者等の搬送体制構築 3地区 ○在宅療養患者の災害時支援体制確保 5地区 ○東京都保健医療計画に掲げた課題を解決するため実施する在宅療養体制構築 26地区
	○在宅療養の取組を広げるため、「区市町村連絡会」等において、都の事業報告や区市町村の先行事例紹介を通し、各地域における在宅療養推進に当たっての課題を共有し、その解決策を検討するなど、区市町村の取組を更に支援する。	区市町村・地区医師会在宅療養担当者連絡会(在宅療養普及事業)	在宅療養患者のより質の高い療養生活の実現を図るため、区市町村と地区医師会の在宅療養担当者との相互理解をより一層深める機会として、都の施策の説明や先行事例の紹介等を行う「区市町村・地区医師会在宅療養担当者連絡会」を開催します。	連絡会の開催 2回	連絡会の開催 2回
(目標2) 在宅療養を 支える地域 医療体制の 充実を図る	○在宅療養における患者・家族の意思を尊重した病状変化時の対応や看取りができる支援体制など、超高齢社会の到来を見据えた在宅療養を支える地域医療体制の構築に向けた検討を進める。	シンポジウム(在宅療養研修事業)	在宅療養に関する理解を図るためのシンポジウムを開催します。	シンポジウムの開催	シンポジウムの開催 平成27年11月 テーマ「看取りと多職種連携」参加者 280名
		○在宅療養中の小児、若年層、がんや認知症の患者などへの対応について、地域の実情を把握した上で、検討を進める。(再掲)	小児等在宅医療検討部会(在宅療養普及事業)(再掲)	小児等在宅医療連携拠点事業(国モデル事業)の実施等を踏まえ、今後の施策展開を検討するため、小児等在宅医療検討部会を設置し、取組を推進していきます。(再掲)	小児等在宅医療検討部会の開催 4回(再掲)

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標2) 在宅療養を 支える地域 医療体制の 充実を図る	○医療と介護の連携に重要な役割を担う、訪問看護ステーションに対する施策の充実を図るとともに、医療・介護の多職種間における患者情報の共有を含めた連携をより充実していく。	訪問看護ステーション設置促進・運営支援事業	訪問看護ステーション運営の安定化・効率化や経営基盤の強化を支援するため、個別相談会による支援を行います。	53事業者	平成27年度は52事業者に個別相談を実施
		地域における教育ステーション事業	訪問看護認定看護師相当の指導者が配置され育成支援のできる訪問看護ステーションを教育ステーションに指定し、地域の小規模事業所のニーズに応じた同行訪問等による指導・助言を行うことにより、地域の訪問看護人材の育成支援を行います。	都内9ヶ所	平成27年度は都内9ヶ所で実施
		管理者・指導者育成事業	人材育成も含めた人的資源管理、経営的にも安定した事業所運営を行える管理者を育成するとともに、管理者同士のネットワーク構築の推進を図るため、管理者等に対する研修を実施します。	350名	平成27年度は270名が研修を修了
		認定訪問看護師資格取得支援事業	訪問看護の実践と相談・指導ができる看護師の育成を支援し、労働意欲の向上、定着の促進、訪問看護師全体の質の向上を推進するため、訪問看護分野の認定看護師資格取得に係る経費に対し、補助を行います。	17名	平成27年度は14名に対して補助
	○医療と介護の連携に重要な役割を担う、訪問看護ステーションに対する施策の充実を図るとともに、医療・介護の多職種間における患者情報の共有を含めた連携をより充実していく。	訪問看護人材確保事業	都民や看護師等に訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、訪問看護の理解促進と人材確保を図るため、講演会等を実施します。	年1回開催	平成27年度は年1回開催
		訪問看護推進部会	訪問看護の推進に向けた取組について、中・長期的な対策を含め、多角的・総合的に検討を行います。	年4回	在宅療養推進会議の部会として訪問看護推進部会を設置し、訪問看護の推進に向けた取組について検討 ○平成27年度は年3回実施
		福祉人材の確保・定着モデル事業	事務職員の配置のない訪問看護ステーションが、看護職員の事務負担軽減のために新たに事務職員を雇用する場合、事務職員の雇用に係る経費に対し、補助を行います。	継続22事業所 新規7事業所	○平成26年度より、事業実施 ○平成27年度は、新規19事業所、継続5事業所へ補助を実施
		訪問看護師勤務環境向上事業	訪問看護ステーションが、現に雇用する訪問看護師の資質向上を図るため、事業所等が策定する研修計画に基づき当該訪問看護師を研修等に参加させる場合において、必要な代替職員の雇用に係る経費に対し、補助を行います。	65事業者	○平成26年度より、事業実施 ○平成27年度は1事業者に対して補助
		訪問看護師定着推進事業	訪問看護ステーションが、勤務する訪問看護師のワークライフバランスが取れた働き方を可能とする働きやすい職場環境の整備を行い、現に雇用する訪問看護師が産休・育休・介休を取得する場合において、必要な代替職員の雇用に係る経費に対し、補助を行います。	24名	○平成26年度より、事業実施 ○平成27年度は6名に対して補助
		多職種ネットワーク構築事業 (在宅療養推進基盤整備事業)	誰もが住み慣れた地域で安心して在宅療養を受けることができる環境の整備を図るため、地区医師会が他の団体や区市町村等と連携し、医療と介護の関係者間において、ICTネットワークの活用等により効果的に情報を共有しながら連携して在宅療養患者を支える体制の構築を図ります。	46地区医師会	45地区医師会
○在宅医療に携わる医師の負担を軽減するため、在宅医が訪問看護ステーション等と連携しながら、又は、在宅医相互に補完し合いながら、チームとして24時間の診療体制を構築する地域の取組を支援し、在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院の確保につなげる。 ○一時入院や看取りなど地域の入院医療機関等に求められる役割と支援の在り方を検討し、在宅医を支える地域の入院医療機関の相互支援体制の構築を目指す。	在宅医等相互支援体制構築事業	地域における在宅療養環境の整備を図るため、主治医・副主治医制の導入や、在宅医と訪問看護ステーションとの連携等により、チームとして24時間の診療体制を確保する取組を支援します。	20地区医師会	9地区医師会 ※累計 25地区医師会	

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画(予算規模等)	これまでの取組状況(平成27年度の実績を中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標3) 入院医療機関における退院支援の強化を図る	○退院後の療養生活に必要な医療・介護サービスについて、入院初期から準備ができるよう、入院医療機関における退院支援を進める。 ○アンケートやヒアリングなどを通じて各医療機関の退院支援の実態を把握するとともに、退院後に必要な医療・介護サービスを把握するためのスクリーニングシートや退院支援のためのマニュアルについて検討・作成し、入院医療機関や区市町村の在宅療養支援窓口等への周知を図る。 ○訪問診療への同行等を通じ、入院医療機関で退院支援をするMSWや看護師の養成を行うとともに、区市町村の在宅療養支援窓口一覧を都のホームページに掲載するなど、円滑な業務の支援を行う。	退院支援強化事業(在宅療養普及事業)	在宅へ安心して移行できる仕組みを構築するため、入院早期から退院後に向けて取り組むべき事項を段階ごとにまとめた退院支援マニュアルを周知するとともに、マニュアルを使用した退院支援・退院調整のモデル事業の実施により効果検証を行い、全ての医療機関にその取組を広げていきます。	退院支援検討部会の開催 8回	○東京都退院支援マニュアルを作成・配布(部会の開催 9回)(平成25年度) ○マニュアルを使ったモデル事業を都内3病院で実施(平成26年度) ○モデル事業等を踏まえ、マニュアルを改訂し、配布(部会の開催5回)(平成27年度)
		在宅療養移行支援事業	入院患者の在宅移行支援や、在宅療養患者の緊急受入れを一層推進するため、地域医療を担う200床未満の指定二次救急医療機関に対し、看護師や社会福祉士などの職員配置を支援します。	145医療機関	19医療機関
		在宅療養移行体制強化事業	高齢者等が安心して在宅療養を受けられることができる環境を整備するため、都内の病院において在宅移行支援や医療と介護の連携を行う人材を育成します。また、都内の中小病院における退院支援を行う人材の確保について支援を実施します。	○研修の実施 200人 ○病院への補助 273病院	○研修の実施 185人 ○病院への補助 54病院
		転院支援事業(医療機関情報システム化推進事業)	患者の病態や希望に応じた転院を推進するとともに、転院支援を行う医療従事者等の負担を軽減するため、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」を活用し、転院支援業務に必要な情報を検索できるサブシステムとして、「転院支援情報システム」を整備します。	○転院支援情報システム検討会議の開催 ○転院支援情報システムの整備 ○転院支援情報システムの普及・検証	○「転院支援情報システム」を構築(会議の開催 2回)(平成25年度) ○システムの運用を開始・使用状況に関する調査等を実施(平成26年度) ○調査結果等を踏まえ、システムを改修(会議の開催 3回)(平成27年度)
(目標4) 在宅療養に関わる人材の育成・確保を図る	○入院医療機関での患者回診や訪問診療への同行など、入院医療機関の医師等と在宅医療を担うかかりつけ医等とが互いの現場を把握する機会を提供することにより、入院医療と在宅療養双方の視点を持つ人材の育成に努める。また、医療職及び介護職共同の研修や症例検討会を実施し、医療や介護の知識・制度等を正しく理解させることにより、連携の視点を持った人材の育成に努める。	リーダーの養成、地域における研修(在宅療養研修事業)(再掲)	地域の病院スタッフと在宅療養患者を支えるスタッフが、お互いの診療方針や医療提供の実情等について理解し合うとともに、顔の見える連携関係の構築を行うため、「在宅療養地域リーダー」を養成し、リーダーを中心とする多職種連携研修や病診連携のための相互研修等を実施します。	○在宅療養地域リーダーの養成 ○在宅療養地域リーダーによる地域の多職種に対する研修	○在宅療養地域リーダーの養成地域リーダー 44名 ○在宅療養地域リーダーによる地域の多職種に対する研修29地区医師会
	○退院支援を円滑に行うため、入院医療機関から在宅への移行等を調整する区市町村の在宅療養支援窓口等において、医療・介護関係者間の調整業務に従事する職員を養成する。	在宅療養支援員養成事業	地域における医療と介護の更なる連携を図り在宅療養環境の基盤整備を推進するため、区市町村が設置する「在宅療養支援窓口」において、医療機関等からの相談に応じ、介護支援専門員、在宅医等の紹介を行うなど、在宅療養におけるコーディネート機能を担うことのできる人材を養成します。	研修の実施	研修の実施 21区市町村 56名受講
	○訪問看護ステーションの人材確保を支援するほか、「在宅医療サポート介護支援専門員の養成」を引き続き実施し、介護サービスと医療サービスを一体的に提供し、在宅療養生活全般を支えるケアマネジメントを行えるよう取り組んでいく。	地域における教育ステーション事業(再掲)	訪問看護認定看護師相当の指導者が配置され育成支援のできる訪問看護ステーションを教育ステーションに指定し、地域の小規模事業所のニーズに応じた同行訪問等による指導・助言を行うことにより、地域の訪問看護人材の育成支援を行います。(再掲)	都内9ヶ所(再掲)	平成27年度は都内9ヶ所で実施(再掲)
		管理者・指導者育成事業(再掲)	人材育成も含めた人的資源管理、経営的にも安定した事業所運営を行える管理者を育成するとともに、管理者同士のネットワーク構築の推進を図るため、管理者等に対する研修を実施します。	350名(再掲)	平成27年度は270名が研修を修了(再掲)
		認定訪問看護師資格取得支援事業(再掲)	訪問看護の実践と相談・指導ができる看護師の育成を支援し、労働意欲の向上、定着の促進、訪問看護師全体の質の向上を推進するため、訪問看護分野の認定看護師資格取得に係る経費に対し、補助を行います。(再掲)	17名(再掲)	平成27年度は14名に対して補助(再掲)

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画(予算規模等)	これまでの取組状況(平成27年度の実績を中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標4)在宅療養に関わる人材の育成・確保を図る	○訪問看護ステーションの人材確保を支援するほか、「在宅医療サポート介護支援専門員の養成」を引き続き実施し、介護サービスと医療サービスを一体的に提供し、在宅療養生活全般を支えるケアマネジメントを行えるよう取り組んでいく。	訪問看護人材確保事業(再掲)	都民や看護師等に訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、訪問看護の理解促進と人材確保を図るため、講演会等を実施します。(再掲)	年1回開催(再掲)	平成27年度は年1回開催(再掲)
		訪問看護推進部会(再掲)	訪問看護の推進に向けた取組について、中・長期的な対策を含め、多角的・総合的に検討を行います。(再掲)	年4回(再掲)	在宅療養推進会議の部会として訪問看護推進部会を設置し、訪問看護の推進に向けた取組について検討 ○平成27年度は年3回実施(再掲)
		福祉人材の確保・定着モデル事業(再掲)	事務職員の配置のない訪問看護ステーションが、看護職員の事務負担軽減のために新たに事務職員を雇用する場合、事務職員の雇用に係る経費に対し、補助を行います。(再掲)	継続22事業所 新規7事業所(再掲)	○平成26年度より、事業実施 ○平成27年度は、新規19事業所、継続5事業所へ補助を実施(再掲)
		訪問看護師勤務環境向上事業(再掲)	訪問看護ステーションが、現に雇用する訪問看護師の資質向上を図るため、事業所等が策定する研修計画に基づき当該訪問看護師を研修等に参加させる場合において、必要な代替職員の雇用に係る経費に対し、補助を行います。(再掲)	65事業者	○平成26年度より、事業実施 ○平成27年度は1事業者に対して補助(再掲)
		訪問看護師定着推進事業(再掲)	訪問看護ステーションが、勤務する訪問看護師のワークライフバランスが取れた働き方を可能とする働きやすい職場環境の整備を行い、現に雇用する訪問看護師が産休・育休・介休を取得する場合において、必要な代替職員の雇用に係る経費に対し、補助を行います。(再掲)	24名(再掲)	○平成26年度より、事業実施 ○平成27年度は6名事業者に対して補助(再掲)
		在宅医療サポート介護支援専門員の養成(平成26年度で事業終了)	介護支援専門員に対して、医療職との連携に必要な医療的知識等の付与を行う7日間40時間の「在宅医療サポート介護支援専門員研修」を2回実施します。	※平成26年度で事業終了	○在宅医療サポート介護支援専門員の育成 介護支援専門員に対して、医療職との連携に必要な医療的知識等の付与を行う7日間40時間の「在宅医療サポート介護支援専門員研修」を2回実施(研修修了者数(研修カリキュラムの全課程を修了した者)は、25年度467名 26年度469名)※平成26年度で事業終了
(目標5)災害時の支援体制の確保を図る	○東京都地域防災計画に基づき区市町村が実施する要援護者対策を支援するために必要な医療体制について検討する。	在宅療養患者の災害時支援体制確保(在宅療養推進区市町村支援事業)	在宅療養を取り巻く新たな課題に対応していくため、区市町村が医療機関等と協働で実施する新たな取組を支援します。	20地区(事業全体)	在宅療養患者の災害時支援体制確保 5地区
	○区市町村において、在宅人工呼吸器使用者に関する災害時個別支援計画を積極的に作成するよう働きかける。	在宅人工呼吸器使用者療養支援事業(医療保健政策区市町村包括補助事業)	在宅療養における安全・安心を確保するため、電力供給の停止がそのまま生命の危険に直結する恐れのある、在宅人工呼吸器使用者が停電時等に必要とする品目について支援します。	-	-
(目標6)在宅療養に関する情報等について都民への普及啓発を図る	○区市町村の在宅療養支援窓口設置状況や災害時の支援体制、病院機能及び介護保険制度等の在宅療養に関する情報等について、既存の検索システムも活用し、区市町村と連携して普及啓発を行っていく。	-	-	-	都や区市町村のホームページ等で情報提供を実施
		多職種連携連絡会(在宅療養推進基盤整備事業)	地域包括ケア体制の推進のため、多職種が一堂に会し、各地域で連携して在宅療養患者を支える体制を整備するために必要な方策について検討を行います。また、地域包括ケアシステムにおける在宅療養について都民の理解を深めるための講演会等を実施します。	○多職種連携連絡会の開催 ○在宅療養普及啓発の実施	○多職種連携連絡会の開催(10回) ○冊子「住み慣れた街でいつまでも～チームで支えるあなたの暮らし」の作成・発行 ○講演会の開催 平成28年3月 テーマ「食と摂食嚥下・口腔ケア」 参加者 234名
	○患者・家族が、在宅療養中に病状が変化した際の対応方法や、看取りに関する正しい知識を持ち、考えるためのシンポジウムや市民公開講座などの開催について、在宅療養推進会議等で検討し、実施していく。	シンポジウム(在宅療養研修事業)(再掲)	在宅療養に関する理解を図るためのシンポジウムを開催します。(再掲)	シンポジウムの開催(再掲)	シンポジウムの開催 平成27年11月 テーマ「看取りと多職種連携」 参加者 280名(再掲)

第2部各論 第1章 第3節 疾病・事業ごとの医療連携体制の取組

1 がん医療の取組

【評価指標】

A: 著しく順調に進んでいる
B: 概ね順調に進んでいる
C: 順調に進んでいない
D: 指標の見直しが必要

項目	計画時実績	目標	実績				評価	資料出典
			25年度	26年度	27年度	28年度		
がんの75歳未満年齢調整死亡率の20%減少	85.4	75.1	82.4 (23年)	81.4 (24年)	80.6 (25年)	78.4 (26年)	B	国立がん研究センターがん対策情報センター「人口動態統計による都道府県別がん死亡データ」
全拠点病院・認定病院の緩和ケア外来受診者数	14,226人	増やす	12,746人 (24年)	12,998人 (25年)	13,529人 (26年)		B	がん診療連携拠点病院・東京都がん診療病院現況報告書(追加調査)(25年度) がん診療連携拠点病院・東京都がん診療連携拠点病院・地域がん診療病院現況報告書(26年度以降)
がん対策情報センターによる研修を終了した相談員数	90人	増やす	104人	119人	121人		B	がん診療連携病院・東京都認定がん診療病院現況報告書

【主な事業】

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画(予算規模等)	これまでの取組状況(平成27年度の実績を中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標1) 患者・家族が安心できるがん医療提供体制を推進する	○国の拠点病院制度の見直しの結果を受け、都における拠点病院等のあり方を再度検討する。	—	—	—	平成26年度に認定病院・協力病院の指定要件及び名称を見直し
	○地域の病院及び診療所の医療機能や専門性を活かした役割を検討し、それぞれの医療機関が役割に応じた機能を発揮できるような体制を整備	がん患者在宅移行支援事業	拠点病院等で初期治療を終えたがん患者を受け入れ、治療を継続しながら退院を支援するモデル病院を試行的に創設し、その要件を満たす病院に委託し、患者や家族が安心できる医療連携等を実施するとともに、その取組を検証します。	モデル病院4か所への委託	拠点病院等と地域の医療機関との診療連携を推進するため、平成26年度及び27年度に、がん地域医療連携モデル病院事業を実施 ○モデル病院4か所への委託
	○拠点病院等が中心となり、地域医療機関、薬局、訪問看護ステーション等に対し、がん医療への理解促進や人材育成に取り組む。	がん医療従事者研修事業(がん診療連携拠点病院・東京都がん診療連携拠点病院・地域がん診療病院に対する補助メニューの一つ)	拠点病院の医師やメディカルスタッフ等や、地域のかかりつけ医等に対する研修、緩和ケア研修会の実施等に対する補助を行います。	○都道府県拠点病院 1 ○地域拠点病院 19 ○都拠点病院 7 ○地域がん診療病院 1	拠点病院等において、地域のがん診療に携わる医療従事者等に対する研修や合同カンファレンスを開催 <27.4.1時点の指定病院数> ○都道府県拠点病院 2 ○地域拠点病院 23 ○都拠点病院 9 ○地域がん診療病院 1 ○協力病院 24
	○がんの診療連携を推進するため、拠点病院等を中心に、東京都医療連携手帳の普及拡大に向けた取組等を実施する。	がん診療連携拠点病院ネットワーク事業(がん診療連携拠点病院に対する補助メニューの一つ) 国拠点病院等との連携(東京都がん診療連携拠点病院に対する補助メニューの一つ)	東京都がん診療連携協議会の設置・運営等に対する補助を行います。	○都道府県拠点病院 1 ○地域拠点病院 19 ○都拠点病院 7	○東京都がん診療連携協議会において、都内共通の医療連携手帳を作成 ○拠点病院等において、地域の連携先医療機関の拡充に向けた取組を実施
	○拠点病院等による、手術療法、放射線療法及び化学療法などを効果的に組み合わせた、適切ながんの集学的治療の提供を一層推進する。	—	—	—	拠点病院等において集学的治療を提供するとともに、標準治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供
	○がん患者一人ひとりの状態に合わせて、医師、薬剤師及び看護師等多職種でのチーム医療を推進する。	—	—	—	拠点病院、都拠点病院、協力病院において、放射線治療室、外来化学療法室、緩和ケアチームに、医師、薬剤師、看護師、放射線技師等を配置、多職種によるカンサーボードを定期的に開催
	○適切な集学的治療の提供のため、拠点病院等におけるがんに関する知識と技術を十分有した薬剤師や看護師等の育成のための研修を推進していく。	がん医療従事者研修事業(がん診療連携拠点病院・東京都がん診療連携拠点病院・地域がん診療病院に対する補助メニューの一つ)(再掲)	拠点病院の医師やメディカルスタッフ等や、地域のかかりつけ医等に対する研修、緩和ケア研修会の実施等に対する補助を行います。(再掲)	○都道府県拠点病院 1 ○地域拠点病院 19 ○都拠点病院 7 ○地域がん診療病院 1	○拠点病院等において、院内の医療従事者に対する研修を実施 ○東京都がん診療連携協議会において、職種ごとや多職種による研修会を開催 ○国立がん研究センターや各団体等が実施する研修会等を受講

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標2) がんと診断されたときからの切れ目のない緩和ケアを提供する	○がん患者の化学療法等に伴う口腔合併症等に対応するため、医科歯科連携による周術期の口腔ケアを推進し、生活の質の向上を図る。	周術期口腔ケア体制基盤整備事業	周術期の口腔ケアの重要性について患者や家族への普及啓発や専門的知識・技術を持つ歯科医師等を養成するなど、がん患者等の周術期口腔ケアの普及・推進を図ります。	○研修会の実施(2回) ○モデル事業の実施(2病院)	○研修会の実施(2回) ○モデル事業の実施(2病院) ○リーフレット、ポスターの作成
	○拠点病院等と地域の医療機関等が各々の役割を活かした連携を行い、がん患者・家族が望む場所で適切な緩和ケアを提供することを「地域緩和ケア」と位置づけ、推進する。 ○地域緩和ケアを推進するため、二次保健医療圏ごとに、緩和ケア連携推進会議を設置し、情報共有や、相談支援、研修等を進める。地域における緩和ケアの水準の向上と、切れ目のない緩和ケアを提供できる体制の整備を図る。	在宅緩和ケア地域連携事業 (がん診療連携拠点病院・東京都がん診療連携拠点病院・地域がん診療病院に対する補助メニューの一つ) 地域がん診療連携推進事業 (がん診療連携拠点病院に対する補助メニューの一つ)	拠点病院等における、地域の在宅療養支援診療所等のリストやマップ、緩和ケアの地域連携手帳等の作成、診療所の医師に対するがん緩和ケアに関する研修の実施等に対する補助を行います。 拠点病院において、地域内の地域緩和ケアを含めたがん診療連携体制を構築するための補助を行います。	○都道府県拠点病院 1 ○地域拠点病院 19 ○都拠点病院 7 ○地域がん診療病院 1 ○地域拠点病院 12	○平成24年度から26年度の間、地域緩和ケア推進のため、2か所の二次医療圏において、拠点病院が中心となり「緩和ケア推進事業」を実施 ○引き続き、地域の医療機関等で構成する緩和ケア連携推進会議を設置し、地域の医療資源の情報共有、関係者間の相談支援体制、多職種連携体制の構築等を促進 ○東京都がん診療連携協議会において、都内共通の東京都緩和ケア連携手帳を作成。各拠点病院等で、在宅医療でも緩和ケアが継続されるよう促進
	○医師に対する緩和ケア推進研修会について、より多くの医師が受講できるよう、工夫を凝らして実施する。看護師や薬剤師等が、緩和ケアに関する基礎的な知識や技術を身に付けるための研修を実施する。	がん医療従事者研修事業・医師緩和ケア研修事業 (がん診療連携拠点病院・東京都がん診療連携拠点病院に対する補助メニューの一つ) (一部再掲)	拠点病院の医師やメディカルスタッフ等や、地域のかかりつけ医等に対する研修、緩和ケア研修会の実施等に対する補助を行います。 (再掲)	○都道府県拠点病院 1 ○地域拠点病院 19 ○都拠点病院 7	○拠点病院等が開催する医師緩和ケア研修会について、通常、連続する土日2日間に開催しているが、参加者の利便性に考慮し、病院によっては、土曜又は日曜日の2週開催や、金土曜日に開催 ○病院内において、研修の受講促進に向けた取組を実施
	○がん患者・家族や都民に対し、緩和ケアの基本的な考え方などの情報提供を行い、緩和ケアの正しい理解の普及啓発を行う。	がんポータルサイトの運営 (再掲)	がんに関する各種の情報を集約し、分かりやすく提供します。 (再掲)	—	がんの情報を分りやすく一元化して提供するため「東京都がんポータルサイト」を開設。緩和ケア等の情報を発信
	(目標3) 小児がんに対する総合的な支援体制を構築する	○「東京都小児がん診療連携ネットワーク(仮称)」を構築し、小児がん拠点病院や、ネットワークに参画する医療機関等との連携を推進し、診療連携や相談支援を実施していく。 ○小児医療に携わる医師及び医療従事者や都民に対し、小児がんに関する様々な情報提供や普及啓発を行い、社会全体の小児がんに関する理解を深める。	東京都小児がん診療連携推進事業 (再掲) がんポータルサイトの運営 (再掲)	小児がんに関して高度な診療機能を有する医療機関による連携体制として、「東京都小児がん診療連携ネットワーク」を整備し、ネットワークを中心として設置する東京都小児がん診療連携協議会において、都全体の小児がん診療連携体制や相談支援体制等について検討・構築します。 (再掲) がんに関する各種の情報を集約し、分かりやすく提供します。 (再掲)	東京都小児がん診療連携協議会の設置・運営 (都立小児総合医療センターへの委託) (再掲)
(目標4) がんに関する相談支援・情報提供を充実する	○相談支援センターの実績を把握し、機能の強化を推進する。拠点病院及び認定病院は、共同で研修や事例検討を行い、各施設における有効な相談支援の実施につなげる。	がん診療連携拠点病院ネットワーク事業 (がん診療連携拠点病院に対する補助メニューの一つ) 国拠点病院等との連携 (東京都がん診療連携拠点病院に対する補助メニューの一つ) (再掲)	東京都がん診療連携協議会の設置・運営等に対する補助を行います。 (再掲)	○都道府県拠点病院 1 ○地域拠点病院 19 ○都拠点病院 7	○東京都がん診療連携協議会において、相談支援センターが備えるべき機能を定め、その評価項目を策定。各病院において評価結果を活用した取組を実施 ○東京都がん診療連携協議会において、相談員のレベルアップのための研修を実施
	○相談支援センターの利用を促進するため、存在や機能に関する積極的な周知を行う。また、拠点病院及び認定病院は、院内掲示等、により、患者・家族や地域の医療提供施設等への周知を工夫する。	普及啓発・情報提供事業 (がん診療連携拠点病院・東京都がん診療連携拠点病院・地域がん診療病院に対する補助メニューの一つ)	患者・家族の不安や疑問等に適切に対応するため、がんに関する情報の収集・提供、小冊子やリーフレットの作成等に対する補助を行います。	○都道府県拠点病院 1 ○地域拠点病院 19 ○都拠点病院 7 ○地域がん診療病院 1	拠点病院等において、がん相談支援センターについてのパンフレットの作成・配布、見やすい場所への案内掲示等
	○地域のがん患者団体等の活動状況を把握し、情報提供するとともに、相談支援センターと患者団体等の連携による取組を推進する。	がん相談支援事業 (がん診療連携拠点病院・東京都がん診療連携拠点病院に対する補助メニューの一つ)	がん相談支援センターにおいて、患者の療養上の相談、地域の医療機関のセカンドオピニオン医師の紹介、地域の医療機関等からの相談等に対応する取組への補助を行います。	○都道府県拠点病院 1 ○地域拠点病院 19 ○都拠点病院 7 ○地域がん診療病院 1	拠点病院等において、がん患者支援団体等と連携した患者サロン等の開催、相談支援・情報提供の取組
		がん患者療養支援事業 (がん診療連携拠点病院に対する補助メニューの一つ)	がん体験者等による患者・家族の相談支援の実施に対する補助を行います。	○地域拠点病院 1	2か所の拠点病院において、がん体験者によるピアサポートを実施
		がんポータルサイトの運営 (再掲)	がんに関する各種の情報を集約し、分かりやすく提供します。 (再掲)	—	東京都がんポータルサイトにおいて、患者団体や相談支援センター等に関する情報を発信

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標4) がんに関する 相談支援・情報 提供を充実 する	○がんに関する十分な情報を集約し、ウェブサイトにより、利用しやすい形で提供する。また、相談支援センターは、相互に地域の医療提供施設等や患者団体等に関する情報の共有を行い、充実を図る。	がんポータルサイトの運営 (再掲)	がんに関する各種の情報を集約し、 分かりやすく提供します。 (再掲)	—	東京都がんポータルサイトにおいて 様々な情報を発信
		がん診療連携拠点病院 ネットワーク事業 (がん診療連携拠点病院 に対する補助メニューの一つ) 国拠点病院等との連携 (東京都がん診療連携拠点 病院に対する補助メ ニューの一つ) (再掲)	東京都がん診療連携協議会の設 置・運営等に対する補助を行いま す。 (再掲)	○都道府県拠点病院 1 ○地域拠点病院 19 ○都拠点病院 7	東京都がん診療連携協議会にお いて、がん相談支援センターが保 有する地域の医療機関等の情報 共有や収集等について検討
	○がん患者が治療を行いながら仕事を 継続できるよう、事業主等を対象にがん の治療と就労の両立に関する普及啓発 を行うとともに、利用しやすい相談支援及 び情報提供体制を整備する。	がん患者就労等普及啓発 事業	事業主等に対して、がんに関する正 しい理解を広めることにより、がん患 者の治療と就労との両立を支援しま す。 ○がんの正しい理解のための職場 向けシンポジウムの開催 ○相談支援員向け患者就労支援研 修会の実施	○シンポジウムの開催 1 回 ○相談員向け研修会 1 回	○平成25年度に、がん罹患後の 就労に関する実態や課題等を把 握するため、患者・家族及び企業 を対象に調査を実施 ○調査結果踏まえ、平成26年度 から、企業に対する治療と仕事の 両立のための職場環境づくりに関 する普及啓発事業を実施 ・シンポジウムの開催 ・企業表彰の実施 ○平成27年度から、病院の相談 員が就労に関する相談に適切に 対応できるよう、研修会を開催
	がん患者の就労に関する 総合支援事業(がん診療 連携拠点病院・東京都が ん診療連携拠点病院に対 する補助メニューの一つ)	がん相談支援センターに就労に関 する専門家の配置、また、就労相談 に対し適切な情報提供と相談支援 等に対する補助を行います。	○都道府県拠点病院 1 ○地域拠点病院 19 ○都拠点病院 7	一部の拠点病院では、社会保険 労務士による就労相談を実施	
(目標5) がん登録とが んに関する研 究を推進する	○院内がん登録室において、院内がん 登録実施病院に対し、研修を実施すると ともに、相談窓口を設置するなど、標準 登録様式に基づく院内がん登録の実施 への支援を行っていく。	がん登録推進事業	拠点病院等の院内がん登録デー タの分析を行い、がん診療機能の比 較・検証を行うことにより、がん診療 の見直しや改善につなげ、都におけ るがん医療水準の向上を図ります。	院内がん登録のデー タの分析等の実施(都立駒 込病院への委託)	拠点病院等の院内がん登録デー タの分析、院内がん登録実務者 への研修等を実施
	○地域がん登録の質の向上のため、より 多くの患者情報の収集に努める。実務担 当者向け研修会を継続的に実施し、医 療機関の地域がん登録に関する理解促 進や実務者の知識・技術の向上を図る。	地域がん登録事業	予防から治療に至るがん対策全般 の評価や企画立案に活用するため、 都内の罹患・治療実績等を把握する 地域がん登録を推進します。	医療機関向けチラシ 10,000部作成 地域がん登録説明会及 び研修会 各2回開催予定	○東京都地域がん登録に関する 医療機関向けチラシを全国がん 登録に対応したものに更新し (17,000部作成)、各種会議・説明 会での配布、医療機関向け配布 物送付の際の同梱などにより広範 囲に配布し、医療機関のがん登録 への理解を深めるなどの普及啓 発を実施 ○がん登録実務者向けの研修会 を開催し、知識・技術の向上に努 めた(2回開催)
	○地域がん登録の意義や個人情報の取 扱いの徹底等をより一層周知していく。			都民向けリーフレット 20,000部	全国がん登録に対応した都民向 けリーフレットを36,000部作成し、 がん登録の意義や個人情報の取 扱いについて周知
○がん登録によって得られたデータにつ いて、分析・評価・検証し、都内におけ るがんの実態把握を進め、より効果的なが ん対策の実施に活かしていく。			—	○遡り調査の精度を上げるため、 過去症例の提出を医療機関に依 頼し、データの補完を実施 ○厚生労働省実施の全国がん罹 患モニタリング集計(MCIJ2012)調 査に暫定データを提供	

第2部各論 第1章 第3節 疾病・事業ごとの医療連携体制の取組

2 脳卒中医療の取組

【評価指標】

A: 著しく順調に進んでいる
B: 概ね順調に進んでいる
C: 順調に進んでいない
D: 指標の見直しが必要

項目	計画時実績	目標	実績			評価	資料出典
			25年度	26年度	27年度		
年齢調整死亡率	男48.4 女25.2	下げる	男42.7 女22.3 (24年度)	男40.8 女21.0 (25年度)	男37.9 女20.5 (26年度)	A	衛生統計・人口動態統計(東京都福祉保健局) (保健政策部健康推進課調べ)
地域連携クリティカルパス参加医療機関数	延べ 1,048機関	増やす	1,062機関	1,051機関	1,081機関	B	医療政策課調べ

【主な事業】

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画(予算規模等)	これまでの取組状況(平成27年度の実績を中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標1) 都民に対する脳卒中医療に係る普及啓発を推進する	○都民が、脳卒中医療を発生させる要因について理解し、健康的な生活習慣を実践できるよう、区市町村や医療保険者等と連携し、普及啓発や情報提供を進める。	脳卒中医療連携推進事業	東京都全域を視野に、脳卒中を発症した患者を速やかに適切な医療機関に救急搬送できる体制を確保し、急性期から回復期、維持期、在宅療養に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを受けられることができる仕組みを構築するため、「東京都脳卒中医療連携推進協議会」を設置しています。また、地域に根ざした医療連携を展開するために、各二次保健医療圏に脳卒中医療連携圏域別検討会を設置しています。	脳卒中普及啓発講演会(1回)	○「脳卒中の早期発見及び予防に関するシンポジウム」開催(12月12日) ○脳卒中週間(5月25日～31日)での普及啓発(東京都広報誌、ホームページ)
	○これまで行ってきたポスターやリーフレットの作成、トレインチャンネルへの掲載等、引き続き広域的な普及啓発を実施する。				
(目標2) 救急搬送・受入体制の充実を図る	○今後も多くの医療機関が脳卒中の急性期医療に取り組むよう働きかけていくとともに、「東京都脳卒中急性期医療機関」として認定した医療機関について、患者受入状況等を把握し、患者数・医療内容の検証を行った上で、認定病院の質を高めるための取組を検討する。			○東京都脳卒中医療連携協議会(2回) ○部会(2回)	○東京都脳卒中医療連携協議会(1回) ○脳血管内治療検討ワーキンググループ(2回) ○都内の医療機関を対象に脳血管内治療に関する実態調査を実施し、現状の医療提供の状況を把握 ○東京都脳卒中急性期医療機関数 159施設(平成28年4月1日時点)
	○各種調査結果やデータの変化を脳卒中医療連携協議会で評価・検証し、救急搬送・受入体制の見直し、充実を図る。				
(目標3) 病期に応じたリハビリテーション事業の整備を図る ※「第2章第5節 リハビリテーション医療の取組」の再掲	【1 急性期リハビリテーション】 ○急性期病院での治療後、リハビリテーションの必要な患者が、早期に回復期リハビリテーション病棟等への転院ができるよう、急性期病院と回復期リハビリテーション病棟を有する病院間で脳卒中地域連携パス等の更なる普及を図る。	-	-	-	○脳卒中地域連携パスの標準様式「東京都脳卒中地域連携診療計画書」を都ホームページに掲載し、普及啓発を実施 ○都内パス事務局関係者が一堂に会するパス合同会議を年3回開催 ・平成27年5月 474名参加 ・平成27年10月 463名参加 ・平成28年1月 528名参加
	○急性期病院において、回復期リハビリテーション病棟を有する各病院の情報等を把握できるよう、適宜情報提供する。				
	【2 回復期リハビリテーション】 ○回復期リハビリテーション病棟の充実を図るために、回復期リハビリテーション施設や設備の整備に要する費用を引き続き病院に補助する。	病床機能分化推進事業(施設設備整備)	医療機関に対して、回復期リハビリテーション病棟の整備に要する費用の一部を補助することにより、都における病床機能分化を推進します。	○施設整備(3施設) ○設備整備(2施設)	○施設設備(3施設:199床分) ○設備整備(2施設)

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標3) 病期に応じたリハビリテーション事業の整備を図る	○回復期リハビリテーション病棟を有する病院と、維持期リハビリテーションを提供するかかりつけ医、福祉施設間の脳卒中地域連携パス等の更なる普及を図るとともに、在宅でリハビリテーションを受ける患者に関わる医師、訪問看護師、介護支援専門員及び介護職等の連携強化を支援していくことにより、退院後も引き続きリハビリテーションが必要な患者を支援する。	地域リハビリテーション支援事業	障害者や高齢者が、寝たきり状態になることを予防し、地域において生涯にわたって生き生きとした生活を送るためには、急性期から回復期、維持期のそれぞれの状態に応じた適切かつ円滑なリハビリテーションの提供が必要である。地域においてさまざまな形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することによって、保健・医療・福祉が連携した地域におけるリハビリテーションのシステム化を図ります。	○東京都リハビリテーション協議会(2回) ○災害時リハビリテーション支援体制検討部会(3回) ○地域リハビリテーション支援センター(12医療圏)	○東京都リハビリテーション協議会(2回) ○災害時リハビリテーション支援体制検討部会(2回) ○地域リハビリテーション支援センター(12圏域) ・地域リハビリテーション提供体制の強化 ・訪問・通所リハビリテーションの利用促進 ・地域リハビリテーション関係者の連携強化 ・若手理学療法士及び作業療法士実務研修
	○回復期リハビリテーション適用患者のうち、急性期病院から直接在宅に移行した患者等に対する支援など、超高齢社会の到来を見据えた在宅リハビリテーションの充実に向けた検討を行う。				
	【3 維持期リハビリテーション】 ○介護支援専門員が、リハビリテーション医療の視点を持ったケアプランを策定できるよう、各地域リハビリテーション支援センターにおいて地域の介護支援専門員に対する研修を実施する。				
	○区市町村による在宅療養支援窓口設置を支援することにより、維持期リハビリテーションの必要な患者に適切な機関、施設への案内を充実させる。				
	○主に診療所の医師であるかかりつけ医にリハビリテーション医療の普及啓発を図ることで、回復期リハビリテーション病棟から在宅等に退院した患者の在宅リハビリテーションの充実を図る。また、かかりつけ医へのリハビリテーション提供医療機関に関する情報提供を行う。				
○理学療法士等を対象として、訪問リハビリテーションの知識・技術の向上と介護支援専門員など他職種の理解と連携に関する研修を実施し、訪問リハビリテーション人材を養成する。	訪問リハビリテーション専門人材育成研修事業 (平成25年度で事業終了)	理学療法士等を対象に、介護技術の向上と、介護職員、介護支援専門員など多職種との連携に関する研修を実施し、訪問リハビリテーションを普及することにより、高齢者が自立した在宅生活を送れるよう支援します。	平成25年度で事業終了	○都内在職中の理学療法士等を対象に研修を実施 ・平成25年度研修実績:年2回(206名修了) ※平成25年度で事業終了	
(目標4) 地域連携体制の充実を図る	○都内11のパス事務局間の意見交換会等を開催し、都内のパスの使用・普及にかかる課題を抽出・検証するとともに、東京都脳卒中医療連携協議会等で改善策の協議・検討を行い、一層のパスの普及を図る。	-	-	-	○脳卒中地域連携パスの標準様式「東京都脳卒中地域連携診療計画書」を都ホームページに掲載し、普及啓発を実施 ○都内パス事務局関係者が一堂に会するパス合同会議を年3回開催 ・平成27年5月 474名参加 ・平成27年10月 463名参加 ・平成28年1月 528名参加(再掲)
	○維持期の医療機関におけるパスの使用を促進するため、活用事例の紹介など、パスの一層の普及を推進する。また、維持期の医療機関におけるパスの使用実績や、課題等を把握し、パスの改善に取り組む。	-	-	-	-
	○都内のパスの統一化など、地域連携パスがさらに有用性のある仕組みとなるための取組や、パス以外の地域における医療連携促進に係る方策を、東京都脳卒中医療連携協議会に専門部会を設置するなどして、検討・推進する。	脳卒中医療連携推進事業(再掲)	東京都全域を視野に、脳卒中を発症した患者を速やかに適切な医療機関に救急搬送できる体制を確保し、急性期から回復期、維持期、在宅療養に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを受けられることができる仕組みを構築するため、「東京都脳卒中医療連携推進協議会」を設置しています。また、地域に根ざした医療連携を展開するために、各二次保健医療圏に脳卒中医療連携圏域別検討会を設置しています。	○東京都脳卒中医療連携協議会(2回) ○部会(2回) ○圏域別検討会(12医療圏)(再掲)	○東京都脳卒中医療連携協議会(1回) ○脳血管内治療検討ワーキンググループ(2回) ○各圏域別検討会(12医療圏)(再掲)

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標4) 地域連携体制の充実に を図る	○入院医療機関での患者回診や訪問診療への同行など、入院医療機関の医師等と在宅医療を担うかかりつけ医等とが互いの現場を把握する機会を提供することにより、入院医療と在宅療養双方の視点を持つ人材の育成に努める。また、医療職及び介護職共同の研修や、症例検討会等を実施し、医療職や介護の知識・制度等を正しく理解させることにより、連携の視点を持った人材の育成に努める。 (再掲)	リーダーの養成、地域における研修(在宅療養研修事業) (再掲)	地域の病院スタッフと在宅療養患者を支えるスタッフが、お互いの診療方針や医療提供の実情等について理解し合うとともに、顔の見える連携関係の構築を行うため、「在宅療養地域リーダー」を養成し、リーダーを中心とする多職種連携研修や病診連携のための相互研修等を実施します。 (再掲)	○在宅療養地域リーダーの養成 ○在宅療養地域リーダーによる地域の多職種に対する研修 (再掲)	○在宅療養地域リーダーの養成 地域リーダー 44名 ○在宅療養地域リーダーによる地域の多職種に対する研修 29地区医師会 (再掲)
	○地域リハビリテーション支援センターが中心となり、リハビリテーション施設、自治体、関係団体等が参画する連絡会を開催し、現状の課題等について意見交換と情報共有を行い、地域リハビリテーションに関わる施設等の連携を推進する。	地域リハビリテーション支援事業 (再掲)	障害者や高齢者が、寝たきり状態になることを予防し、地域において生涯にわたって生き生きとした生活を送るためには、急性期から回復期、維持期のそれぞれの状態に応じた適切かつ円滑なリハビリテーションの提供が必要である。地域においてさまざまな形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することによって、保健・医療・福祉が連携した地域におけるリハビリテーションのシステム化を図ります。 (再掲)	地域リハビリテーション支援センター(12医療圏) (再掲)	地域リハビリテーション支援センター(12圏域) ○地域リハビリテーション提供体制の強化 ○訪問・通所リハビリテーションの利用促進 ○地域リハビリテーション関係者の連携強化 ○若手理学療法士及び作業療法士実務研修 (再掲)
	○在宅医療に携わる医師の負担を軽減するため、在宅医が訪問看護ステーション等と連携しながら、又は、在宅医相互に補完し合いながら、チームとして24時間の診療体制を構築する地域の取組を支援し、在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院の確保につなげる。 (再掲)	在宅医等相互支援体制構築事業 (再掲)	地域における在宅療養環境の整備を図るため、主治医・副主治医の導入や、在宅医と訪問看護ステーションとの連携等により、チームとして24時間の診療体制を確保する取組を支援します。 (再掲)	20地区医師会 (再掲)	9地区医師会 ※累計 25地区医師会 (再掲)

第2部各論 第1章 第3節 疾病・事業ごとの医療連携体制の取組

3 急性心筋梗塞医療の取組

【評価指標】

A: 著しく順調に進んでいる
B: 概ね順調に進んでいる
C: 順調に進んでいない
D: 指標の見直しが必要

項目	計画時実績	目標	実績			評価	資料出典
			25年度	26年度	27年度		
東京都CCUネットワーク参画医療機関数	68施設	維持する	71施設	71施設	71施設	B	東京都CCU連絡協議会参加医療機関数

【主な事業】

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画(予算規模等)	これまでの取組状況(平成27年度の実績を中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標1) CCU医療機関の連携強化と質の向上を図る	○急性期心筋梗塞患者をCCU医療機関に適切に搬送可能な仕組みを維持し連携の強化に努める。また、東京都CCUネットワークや研究会の取組によりCCU医療機関相互の診断・治療能力のレベルアップを図る。	心臓循環器救急医療体制整備事業	CCU協議会の実施、CCU医療従事者等への研修等、CCU救急医療機関のレベルアップと連携体制を確立し、心臓循環器患者の生命の安全を図ります。	CCU協議会の実施	東京都CCU連絡協議会の開催(年4回) 【内容】 ○休日・平日当番表の作成 ○AED講習会の実施 ○東京CCU研究会開催(平成27年12月5日) 講演会、救急隊搬送事例報告、シンポジウム等
	○急性大動脈スーパーネットワークについて、定期的に運用状況を評価するなど、各施設が提供する医療の質の維持・向上を目指す。			基礎診療データの収集と解析	
(目標2) 患者が在宅で安心して生活できるよう支援する	○急性心筋梗塞を予防するには、生活習慣の改善により、高血圧、脂質異常症、糖尿病等の危険因子を減らすことが効果的であること、また、定期的な健診受診による異常の早期発見、早期治療や適切な治療の継続などの必要性について、区市町村、医療保険者等と連携し、普及啓発する。	健康づくり事業推進指導者育成事業(東京都健康推進プラン21(第二次)の推進)	都民の健康づくりを推進するため、区市町村や医療保険者等における健康づくりの指導的役割を担う人材の育成を図っていきます。	年度内25回開催のうちの一つのテーマ	健康づくりに携わる人材育成に向け、健康づくり事業推進指導者育成研修を実施
	○ネットワークに参画する医療機関を中心として、再発予防のための定期検査の実施、継続的な服薬、運動等の生活指導など、患者の在宅生活を支援する。	心臓循環器救急医療体制整備事業(再掲)	CCU協議会の実施、CCU医療従事者等への研修等、CCU救急医療機関のレベルアップと連携体制を確立し、心臓循環器患者の生命の安全を図ります。(再掲)	—	○ホームAEDプロジェクトの実施 ○心臓病者家族のための心肺蘇生法・AED講習会の開催(年29回 受講者248名)
	○都民や患者、家族に対するAED使用方法や、心肺蘇生法の講習会の実施に取り組む。	—	—	—	—

第2部各論 第1章 第3節 疾病・事業ごとの医療連携体制の取組

4 糖尿病医療の取組

【評価指標】

A: 著しく順調に進んでいる
C: 順調に進んでいない

B: 概ね順調に進んでいる
D: 指標の見直しが必要

項目	計画時実績	目標	実績			評価	資料出典
			25年度	26年度	27年度		
年齢調整死亡率	男7.1 女3.1	下げる	男6.9 女2.8 (24年)	男6.2 女2.6 (25年)	男6.0 女2.4 (26年)	B	衛生統計・人口動態統計(東京都福祉保健局)
糖尿病による失明発症率	1.78	下げる	1.96 (24年度)	1.77 (25年度)	1.39 (26年度)	B	福祉行政報告例(身体障害者手帳交付台帳登載数)(東京都福祉保健局)
糖尿病による新規透析導入率	11.26	下げる	12.03 (24年)	11.68 (25年)	11.45 (26年)	B	わが国の慢性透析療法の現況(一般社団法人日本透析医学会)
糖尿病地域連携の登録医療機関の医療機関数	— ※	増やす	1,267機関	2,811機関	3,253機関	A	医療政策課調べ

※ 平成24年から実施している事業のため、事業実績は平成25年度から把握可能

【主な事業】

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画(予算規模等)	これまでの取組状況(平成27年度の実績を中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標1) 予防から治療までの医療連携の強化を図る	○特定健診等の結果通知による情報提供や、未受診者・治療中断者への受療促進に関する取組を更に進める。	糖尿病予防対策事業	糖尿病の発症や重症化を予防するため、食事、運動等の生活習慣の改善や健診受診の必要性、継続的に治療を受けることの重要性などについて、企業の健康管理担当者等を対象とした講演会や従業員の意識啓発のための映像作成により普及啓発を行い、職域における取組を支援します。	○企業の健康管理担当者向け講演会の実施 ○糖尿病予防啓発動画の作成 ○職域向けパンフレットの改訂	医療保険者や企業への普及啓発 ○糖尿病予防啓発動画の作成及びDVDの配付、インターネット等による放映 ○企業の健康管理担当者向け講演会の実施 ○職域向けパンフレットの改訂及び配布
	○予防から初期・安定期治療、専門治療、急性増悪時治療、慢性合併症治療等の各医療機能を切れ目なく提供できる体制を確立するため、「かかりつけ医」「専門医」「かかりつけ眼科医・歯科医等」の相互連携による「糖尿病地域連携の登録医療機関」の取組を進めていく。また、糖尿病医療に携わる多様な職種との糖尿病医療連携を図るとともに、予防、保健指導を行う医療保険者等との連携を強化する。	糖尿病医療連携推進事業	都全域を視野に、予防から治療までの一貫した糖尿病対策を推進し、都民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な治療を受けられる医療連携体制を構築することにより、糖尿病患者の重症化予防、療養生活の質の向上につなげます。	○東京都糖尿病医療連携協議会(1回) ○糖尿病医療連携圏域別検討会(12医療圏) ○糖尿病地域連携の登録医療機関に関する取組	○東京都糖尿病医療連携協議会 ○糖尿病医療連携圏域別検討会(12医療圏) ○「糖尿病地域連携の登録医療機関」の登録・運用 ・登録医療機関数 3,253施設(平成28年4月1日時点) ○糖尿病医療連携に資する連携ツールを都ホームページに掲載し、普及啓発の実施 ・医療機関リスト(「ひまわり」を活用) ・(標準的な)診療ガイドライン ・医療連携の紹介・逆紹介のポイント ・診療情報提供書の標準様式

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標2) 地域連携に 係る実効性 のある取組を 行う	○「糖尿病地域連携の登録医療機関」の数が増えるよう、広域的な普及啓発に努めるとともに、各圏域でも普及啓発を積極的に行うよう働きかける。また、登録医療機関からの紹介・逆紹介の数などの実績報告をもとに、制度の検証をし、登録医療機関の質の確保に努める。 これらの取組により、糖尿病医療連携に積極的な医療機関を確保し、都民が身近な地域で最適な医療を受けられる体制を構築する。	糖尿病医療連携推進事業(再掲)	都全域を視野に、予防から治療までの一貫した糖尿病対策を推進し、都民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な治療を受けられる医療連携体制を構築することにより、糖尿病患者の重症化予防、療養生活の質の向上につなげます。 (再掲)	○東京都糖尿病医療連携協議会(1回) ○糖尿病医療連携圏域別検討会(12医療圏) ○糖尿病地域連携の登録医療機関に関する取組 (再掲)	○東京都糖尿病医療連携協議会 ○糖尿病医療連携圏域別検討会(12医療圏) ○「糖尿病地域連携の登録医療機関」の登録・運用 ・登録医療機関数 3,253施設 (平成28年4月1日時点) ○糖尿病医療連携に資する連携ツールを都ホームページに掲載し、普及啓発の実施 ・医療機関リスト(「ひまわり」を活用) ・(標準的な)診療ガイドライン ・医療連携の紹介・逆紹介のポイント ・診療情報提供書の標準様式 (再掲)
	○「糖尿病地域連携の登録医療機関」に登録した医療機関相互で、診療情報や方針の共有化など実効性のある地域連携が図れるよう、都が作成した医療連携ツールの積極的な活用を促す。また、医療連携ツールの有効性について把握・検証し、必要に応じて見直しを行う。	糖尿病医療連携推進事業(再掲)	都全域を視野に、予防から治療までの一貫した糖尿病対策を推進し、都民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な治療を受けられる医療連携体制を構築することにより、糖尿病患者の重症化予防、療養生活の質の向上につなげます。 (再掲)	糖尿病医療連携圏域別検討会(12医療圏) (再掲)	糖尿病医療連携圏域別検討会(12医療圏) (再掲)
	○糖尿病に関わる多様な職種を対象とした研修・勉強会等を地域において開催することで、都における糖尿病医療連携体制や、職種相互の役割への理解を促進することにより、医療連携体制を強化する。	糖尿病医療連携推進事業(再掲)	糖尿病の発症や重症化を予防するため、食事、運動等の生活習慣の改善や健診受診の必要性、継続的に治療を受けることの重要性などについて、企業の健康管理担当者等を対象とした講演会や従業員の意識啓発のための映像作成により普及啓発を行い、職域における取組を支援します。 (再掲)	○企業の健康管理担当者向け講演会の実施 ○糖尿病予防啓発動画の作成 ○職域向けパンフレットの改訂	○都民向け普及啓発 ・リーフレットの継続配布 ・インターネットによる糖尿病予防啓発動画放映 ○医療保険者や企業への普及啓発 ・糖尿病予防啓発動画の作成及びDVDの配付、インターネット等による放映 ・企業の健康管理担当者向け講演会の実施 ・職域向けパンフレットの改訂及び配布
(目標3) 糖尿に対する普及啓発を促進する	○糖尿病を予防するための生活習慣について、区市町村、保健医療関係団体、事業者・医療保険等と連携して普及できるよう、効果的な広報媒体の提供や情報提供を行っていく。また、治療継続の必要性等について、広く啓発する。	健康づくりの普及啓発(東京都健康推進プラン21(第二次)の推進)	健康づくりポータルサイト「とうきょう健康ステーション」により、都民等への健康づくりに関する情報提供やプランの普及啓発を行います。	—	○健康づくりポータルサイト「とうきょう健康ステーション」に糖尿病、及びその予防に関する取組を掲載 ○圏域別検討会による講演会等の開催を継続実施
	○都のホームページを活用するなど、糖尿病に関する正しい知識の普及と理解促進に努める。	糖尿病医療連携推進事業(再掲)	都全域を視野に、予防から治療までの一貫した糖尿病対策を推進し、都民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な治療を受けられる医療連携体制を構築することにより、糖尿病患者の重症化予防、療養生活の質の向上につなげる。 (再掲)	糖尿病医療連携圏域別検討会(12医療圏) (再掲)	糖尿病医療連携圏域別検討会(12医療圏) (再掲)
	○各圏域で実施されている都民向け講演会等を引き続き実施し、糖尿病に対する普及啓発の促進を図るとともに、好取組事例の紹介などを行う圏域事務局連絡会等を開催し、圏域間での協力体制を構築する。	糖尿病医療連携推進事業(再掲)	都全域を視野に、予防から治療までの一貫した糖尿病対策を推進し、都民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な治療を受けられる医療連携体制を構築することにより、糖尿病患者の重症化予防、療養生活の質の向上につなげる。 (再掲)	糖尿病医療連携圏域別検討会(12医療圏) (再掲)	糖尿病医療連携圏域別検討会(12医療圏) (再掲)

第2部各論 第1章 第3節 疾病・事業ごとの医療連携体制の取組

5 精神疾患医療の取組

【評価指標】

A: 著しく順調に進んでいる
B: 概ね順調に進んでいる
C: 順調に進んでいない
D: 指標の見直しが必要

項目	計画時実績	目標	実績			評価	資料出典
			25年度	26年度	27年度		
早期発見・早期対応推進のための研修や症例検討会の実施	18地区医師会	増やす	新たに12地区で実施(延30地区)	新たに4地区で実施(延34地区)	新たに12地区で実施(延46地区)	A	障害者施策推進部事業実績
精神科医療地域連携体制構築の取組	2圏域(モデル実施)	増やす	新たに2圏域で実施(計4圏域)	新たに2圏域で実施(計6圏域)	新たに3地区で実施(計9圏域)	B	障害者施策推進部事業実績
精神身体合併症救急医療体制の整備(一般救急との連携強化)	夜間・休日の受入医療機関: 都立5病院	充実・強化(地域における相互連携・受入体制の整備)	2圏域(モデル実施)	3圏域(モデル実施)	5圏域	B	障害者施策推進部事業実績
1年未満入院者の平均退院率	76%	維持・向上	75.0%(24年度)	75.0%(25年度)	72.6%(26年度)(暫定値)	B	精神保健福祉資料
1年以上入院者の退院率	27.5%	上げる	27.1%(24年度)	25.2%(25年度)	29.0%(26年度)(暫定値)	B	精神保健福祉資料

【主な事業】

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画(予算規模等)	これまでの取組状況(平成27年度の実績を中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標1) 日常診療体制の構築を推進する	○精神疾患を早期に発見し適切な治療に結びつけるため、地域の一般診療科医師を対象とした精神疾患や精神保健医療の法制度等に関する研修や、一般診療科医師と精神科医師による合同症例検討会を実施する。	精神疾患早期発見・早期対応推進事業	一般診療科医師に対して、精神科医療の基礎知識(医療知識、法制度等)などの研修を行い、一般診療科医師の精神疾患への対応力(適切な医療機関・相談機関に繋ぐことも含めて)の向上を図ります。	7地区医師会	27年度 12地区医師会で実施(延46地区医師会で実施)
	○地域における精神科の病院と診療所との連携、また精神科と一般診療科の医療機関との連携を強化するとともに、連携マップなどを通じて、これらの医療機関と薬局、保健所・都立(総合)精神保健福祉センター・地域活動支援センターなどの相談支援機関等が適切に連携できる仕組みを構築していく。	精神科医療地域連携事業	○精神疾患地域医療連携協議会の設置 (1) 各地域の医療連携体制状況の把握、情報(事業成果等)の共有化 (2) 新規に医療連携の構築が必要な地域における医療連携の取組への支援 (3) 精神疾患地域連携における拠点機関の検討 (4) 精神科医療地域連携事業の評価・検証 ○地域における連携事業【都内9箇所】 (1) 地域連携会議の開催 (2) 研修会・症例検討会の開催 (3) 地域の実状に応じた連携ツールの検討・活用 (4) 住民向け普及啓発(住民を対象とした講演会等)	9圏域	27年度 9圏域で実施(26年度は6圏域) 区東北部、南多摩、区西北部、北多摩南部、区西南部、西多摩、区南部、北多摩西部、北多摩北部
	○地域での取組に加え、全般的な観点から、各地域の連携の取組状況を把握・支援するとともに、精神疾患や精神保健医療に対する偏見や誤解を生じないよう、普及啓発に引き続き取り組む。	①精神保健福祉普及啓発事業 ②精神保健福祉相談事業	東京都精神保健福祉民間団体協議会及び東京都精神保健福祉協議会への委託により、刊行物の発行、講演会等を実施しています。	①刊行物 年2回、講演会 年1回 ②刊行物 年2回、講演会 年4回、個別相談・地域巡回相談等	精神保健に関する都民等の理解を深めるため、精神保健福祉に関する専門知識を有する団体や家族会、当事者、支援者等で構成される民間団体に委託して精神保健に関する知識の普及・啓発を図る 刊行物 年4回、講演会 年5回、個別相談等

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標2) 精神科救急 医療提供体制の 安定的な確保を図る	【1 法改正を踏まえた精神科救急医療体制の再構築】 ○精神科初期、精神科二次救急、緊急医療(23条通報に対応)について、保護者制度の改正など今後の国の動向を踏まえ、現行の体制を検証し、改めて整備していく。	精神科夜間休日救急診療事業	夜間及び休日における精神科救急患者に対する診療事業を実施します。	初期救急 (1診療所、2病院) (合計3所:輪番制) 二次救急 (2病院:輪番制) (区部2床、多摩部1床) 緊急措置診察・緊急措置入院 (都立等4病院)(毎晩各4床)	○27年度実績 初期救急 114件 二次救急 542件 緊急措置入院 1,192件 ○精神科救急医療体制の再構築を図るため、「精神科救急医療体制整備検討委員会」を開催(平成27年度:1回)
	【2 一般救急との連携強化】 ○できる限り地域で患者を受け入れられるよう、地域救急会議などを通じて、一般救急医療機関と精神科医療機関との相互の連携を強化するとともに、地域で拠点となる精神科医療機関を核として、精神科医療機関による一般救急医療機関からの相談・受入体制の整備を図る。	地域精神科身体合併症救急連携事業	精神障害者が身体疾患に罹患した際、地域で迅速かつ適正な医療が受けられるよう、精神科医療機関による一般救急医療機関からの相談・受入体制の整備を図るとともに、一般救急医療機関と精神科医療機関との地域連携体制の強化を図ります。	5圏域(1ブロック(3圏域)及び2圏域)	《実施規模》 都内5圏域(26年度:3圏域) 《事業内容》 ・地域精神科医療機関連携会議の開催 ・身体治療後精神疾患の相談、受入 (一般救急と連携したケースの事例報告)
	○体制整備に当たっては、二次保健医療圏を基本としつつ、精神科の医療資源の状況等を考慮し、必要に応じて複数の医療圏域を組み合わせるなどのブロック化も検討する。	地域精神科身体合併症救急連携事業	精神障害者が身体疾患に罹患した際、地域で迅速かつ適正な医療が受けられるよう、精神科医療機関による一般救急医療機関からの相談・受入体制の整備を図るとともに、一般救急医療機関と精神科医療機関との地域連携体制の強化を図ります。	1ブロック(多摩北ブロック(北多摩北部、北多摩南部及び北多摩西部))	1ブロック(多摩北ブロック)にて事業実施
	○地域における受入体制整備の進捗状況を踏まえて、精神症状及び身体症状ともに重いケースに対応している現行のI型医療機関等の体制を再整理し、地域で受入できない患者などを全都対応する仕組みを検討する。	精神科身体合併症医療事業	身体合併症を併せ持つ精神科患者に対する迅速かつ適正な身体医療を確保します。	I型(夜間休日対応) 墨東、豊島、松沢、広尾、多摩医療 病床確保:年間120床程度 1日1床	○27年度 I型 22件 ○地域精神科身体合併症救急連携事業による地域での受入れ体制整備の進捗状況を踏まえ、I型医療機関等の体制再整理について検討していく(精神科患者身体合併症医療部会において、方向性を検討)
(目標3) 地域生活支援の取組を推進する	【1 地域移行・地域定着の推進】 ○障害者総合支援法の個別給付による地域移行・地域定着支援を円滑に進めるため、指定特定相談支援事業者や指定一般相談支援事業者の充実や育成のための支援を行う。 病院と地域との調整を行うコーディネーターの配置、地域移行支援会議の開催などにより、入院中の精神疾患患者の円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備を図る。	精神障害者地域移行体制整備支援事業	精神科病院に入院している精神障害者が、円滑に地域移行を図るための体制及び安定した地域生活を送るための体制を整備するとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進を図ります。 ○精神障害者地域移行促進事業 ○グループホーム活用型ショートステイ事業 精神障害者グループホームに併設した専用居室等を使用して、地域生活のイメージ作りや退院後の病状悪化防止のためのショートステイを実施します。 ○地域生活移行支援会議 精神障害者の地域移行に関する目標達成に向けて、関係機関との連携を深め、効果的な支援体制構築に向けた協議を行うため、情報交換、課題の調整および検討等を行います。 ○人材育成事業 精神障害者の地域移行・地域定着を担う人材の資質向上のための研修等を実施します。	○地域移行促進事業 委託事業所数:6カ所 ○グループホーム活用型ショートステイ事業 委託事業所数:5カ所 ○地域生活移行支援会議 ・本庁会議5回 ・圏域別会議1回/12圏域 ○人材育成事業	○地域移行促進事業 個別相談数:331人 協力病院:63病院 ○グループホーム活用型ショートステイ事業 利用者数:76人 利用日数:763日 ○地域生活移行支援会議(圏域別会議含む) 10回実施 ○人材育成事業 基礎研修、専門研修(病院実習、地域実習)、訪問看護師の育成

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標3) 地域生活支援の取組を推進する	○入院中の精神疾患患者が地域生活に対する不安を軽減し、安心して退院を目指すことができるよう、コーディネーターを中心に病院に働きかけ、ピアサポーターによる活動などを活用し、地域移行・地域定着を推進する。	精神障害者地域移行体制整備支援事業	ピアサポーターと共に、長期入院者等に対する地域移行への動機付け支援や、病院と地域をつなぐ橋渡しを行い、広域にわたるネットワークを構築・強化し、円滑な地域移行・地域定着を推進します。	○地域移行促進事業 委託事業所数:6カ所	○ピアサポーター活動 総活動数:344回 実施場所:139カ所 延べピアサポーター数1,046人
	○精神科病院において、病院内外における調整や支援計画、医療と福祉の連携体制を整備する精神保健福祉士の配置を促進し、精神障害の地域移行に必要な体制を整備することで、医療保護入院者が早期に円滑に地域生活へ移行できるよう支援する。	精神保健福祉士配置促進事業	医療保護入院者の早期退院に向けた、病院内外における調整や、退院支援計画の作成、退院支援委員会の開催など、医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関における精神保健福祉士の確保のための人件費の補助を行います。	精神科病院基本料もしくは精神療養病棟入院料を算定する病棟において専属で従事する精神保健福祉士の人件費補助 ※国公立病院、大学病院、総合病院を除く。 ※精神保健福祉士配置加算を算定していない病院に限る。	○平成26年度 事業開始 ○25病院補助
	○精神科病院の入院患者の地域生活への移行の促進をめざし、医療と福祉の関係者が連携し、早期退院に必要な体制の充実を図るなど、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行できるよう支援する。	精神障害者早期退院支援事業	○医療保護入院者へ地域援助事業者等を紹介し、本人や家族の相談支援を行うほか、退院支援委員会等への地域援助事業者等の出席依頼など、地域援助事業者等との連携を図り、地域における医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関に対して支援を行います。 ○地域援助事業者等が、医療機関における医療保護入院者の退院支援のための会議等へ出席した際の事前調整経費等を補助します。 ○退院支援のための会議等に地域援助事業者等を出席させた医療機関への事務費を補助します。	○地域援助事業者が、医療機関における医療保護入院者の退院支援のための会議へ出席した際の事前調整経費等の補助 ・統合失調症による医療保護入院患者数 約6,700人 ・推定入院期間が1ヶ月以上割合 95.3% ・退院患者一人あたり退院支援会議開催回数1回 ○退院支援のための会議に地域援助事業者を出席させた医療機関への事務経費等の補助 ・年間会議開催回数 63回/病院	○平成26年度 事業開始 ○地域援助事業者等が、医療機関における医療保護入院者の退院支援のための会議等へ出席した際の事前調整経費の補助 254件 ○退院支援のための会議等に地域援助事業者等を出席させた医療機関への事務費補助 146件
	【2 地域生活支援の強化】 ○都立(総合)精神保健福祉センターにおいて、区市町村・保健所等と連携して実施しているアウトリーチ支援について、支援関係機関とのネットワーク構築のノウハウも含め、より身近な地域へ支援技術の普及を図る。	アウトリーチ支援事業	精神保健福祉センターの専門職チームが、区市町村・保健所等と連携して訪問型の支援を行い、精神障害者の地域生活の安定化を目指すとともに、区市町村、保健所、医療機関等の関係機関の職員に支援技法の普及を図り、地域における人材育成を推進します。	医師、保健師等で構成する専任の専門職チームを3カ所の(総合)精神保健福祉センターに設置 ○同行支援 ○事例検討会 ○講義・出張講座 等	都立(総合)精神保健福祉センターにおいて実施 27年度 3所で169人(26年度:217人)
(個別課題への取組)「うつ病対策」	○早期に適切な診断が行われ、精神科医療につなげるために、精神科と一般診療科の診療科間連携やこれらの医療機関と相談機関等との連携など、地域の日常診療体制と連携した取組を進める。	○精神疾患早期発見・早期対応推進事業 ○精神科医療地域連携事業	【早期発見】 一般診療科医師に対して、精神科医療の基礎知識(医療知識、法制度等)などの研修を行い、一般診療科医師の精神疾患への対応力(適切な医療機関・相談機関に繋ぐことも含めて)の向上を図ります。 【地域連携】 ○精神疾患地域医療連携協議会の設置 (1)各地域の医療連携体制状況の把握、情報(事業成果等)の共有化 (2)新規に医療連携の構築が必要な地域における医療連携の取組への支援 (3)精神疾患地域連携における拠点機関の検討 (4)精神科医療地域連携事業の評価・検証 ○地域における連携事業【都内9箇所】 (1)地域連携会議の開催 (2)研修会・症例検討会の開催 (3)地域の実状に応じた連携ツールの検討・活用 (4)住民向け普及啓発(住民を対象とした講演会等)	○早期発見 7地区医師会 ○地域連携 9圏域	○精神疾患早期発見・早期対応推進事業 27年度 12地区医師会で実施(延46地区医師会で実施) ○精神科医療地域連携事業 27年度 9圏域で実施(26年度は6圏域) 区東北部、南多摩、区西北部、北多摩南部、区西南部、西多摩、区南部、北多摩西部、北多摩北部

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
「うつ病対策」	○都立(総合)精神保健福祉センターにおいて、認知行動療法に関する専門職向け研修を実施するとともに、「うつ病リターンワークコース」等のデイケアプログラムや企業の人事担当者等を対象とした講演会を行うなど、うつ病患者の復職等の就労支援を進める。	総合精神保健福祉センターの運営	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神保健福祉活動の技術的中核機関として、都民の精神的健康の保持増進及び精神障害者の予防、適切な精神医療の推進並びに社会復帰及び自立と社会参加の促進のための援助を総合的に推進することを目的に設置しています。 1 精神保健福祉センター機能 地域精神保健福祉活動の中核的施設として、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行います。 2 リハビリテーション機能 精神障害者の社会復帰と自立と社会参加を図るため、デイケア(デイケア・作業訓練)、アウトリーチ、短期宿泊を行っています。 ※一部事業については、精神保健福祉センター(下谷)を除く	○認知行動療法に関する研修 ○復職支援・就労支援 ○自殺関連講演会 研修会 ○リーフレットの配布	○認知行動療法に関する研修 3回 ○復職支援・就労支援 ・うつ病リターンワークコース 94人 ・うつ病ワークトレーニングコース 15人 ・復職支援フォーラム 1回 ○自殺関連講演会 17回 研修会 1回 ○リーフレットの配布 (3センターのデイケア新規利用者(うつ病以外も含む) 179人)
「依存症・薬物関連問題」	○都立(総合)精神保健福祉センターにおいて、専門相談及びアルコール・薬物問題の本人向けグループワークや家庭教育プログラムを実施し、当事者に対する直接的な支援を行うとともに、依存症についての普及啓発や関係機関職員の人材育成及びネットワークづくりに取り組んでいく。			○専門相談 ○グループワーク ○講習会、講演会 ○研修 ○リーフレットの配布	○専門相談 ・アルコール 2,411人 ・薬物 2,405人 ○グループワーク ・本人向け 137回/812人 ・家族向け 161回/1,730人 ○講習会、講演会18回 ○研修 7回 ○リーフレットの配布
	○都保健所において、予防のための普及啓発活動や、当事者・家族への支援等を行っている。依存症からの回復には、周囲の適切な対応が重要であるため、専門医療機関や福祉サービスなどの様々な支援機関、回復途上の当事者、支援者の連携を促し、都民の理解を図る取組を進める。	保健所精神保健福祉事業	地域における精神障害者保健福祉対策の充実と地域住民の「心の健康」の保持・増進及び地域の精神障害者の自立と社会復帰の促進を図ります。	○社会復帰促進事業 ○相談・指導事業 ○組織育成事業 ○普及・啓発事業 ○市町村支援・協力事業	○相談 ・アルコール 875件(延2,501人) ・薬物依存 81件(延293人) ○講演会等(教室、教育プログラム含) ・アルコール 30回 260人 ・薬物依存 9回 163人 ○関連会議(ケースカンファレンス等含) ・アルコール 143回 1,101人 ・薬物依存 59回 478人
「小児精神科医療」	○都における小児医療の拠点である都立小児総合医療センターの児童・思春期精神科において、「こころ」と「からだ」の両側面から総合的な高度専門医療を提供していく。 また、同センターを拠点病院として子供の心診療支援拠点病院事業を実施し、医療、保健、福祉、教育など子供の心に関わる地域の関係機関に対する支援の取組を進める。	子供の心診療支援拠点病院事業	子供の心をとりまくさまざまな問題について、専門的なケアにつなげる体制を整備するため、拠点病院を設置し、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図ります。	子供の心の診療連携事業 小児精神科治療連絡会や、関係機関との定期連絡会の実施 子供の心の診療関係者研修事業 下記の講座の実施 ○関係機関向けセミナー ○医療従事者向け講座 ○保育・教育関係者向け講座 ○包括的暴力防止プログラム講座 ○看護実習 ○養護施設等職員向け講座 ○訪問サポート・巡回連続研修	○児童・思春期精神科において、子供の発達障害や精神障害、暴力やひきこもりなどの問題行動を対象として診療を実施 ○子供の心の診療連携事業 ・小児精神科治療連絡会 4回実施 ・関係機関との定期連絡会 1回実施 ○関係機関向けセミナー 2回実施 ○医療従事者向け講座 5回実施 ○保育・教育関係者向け講座 延880名参加 ○包括的暴力防止プログラム講座 延177名参加 ○看護実習 15名参加 ○養護施設等職員向け講座 48名参加 ○訪問サポート・巡回連続研修 延30施設訪問
				普及啓発・情報提供事業 都民向けシンポジウムの実施	普及啓発・情報提供事業 ○都民向けシンポジウム 219名参加

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
《発達障害児(者)支援》	○都の診療拠点である東京都発達障害者支援センターにおいて、発達障害児(者)やその家族からの専門的な相談に応じ、適切な指導または助言を行うとともに、都民や関係機関等に対する普及啓発や発達障害者に対する就労支援等を行う。	東京都発達障害者支援センターの運営	自閉症等の発達障害を有する人や家族、関係施設・機関等を対象に、医療、保育、教育、就労、福祉等の相談支援を行うとともに、発達支援、研修等を実施し、地域における支援体制の整備の推進、発達障害児(者)及びその家族の福祉の向上を図ります。	○相談支援・発達支援 ○相談支援・就労支援 ○関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修	○相談支援・発達支援件数 2,328件 ○就労支援件数 267件 ○講演会等2回開催
	○発達障害に対する支援拠点の整備や保健センター、保育所・幼稚園などの関係機関の連携促進など、区市町村が行う発達障害児の早期発見や支援体制の構築を支援する。また、支援を要する成人の発達障害者に対し、社会参加や就労などに関する取組を行う区市町村を支援する。	区市町村発達障害者支援体制整備推進事業	発達障害に対する拠点の整備や関係機関連携など、区市町村が行う発達障害児の早期発見や支援体制の構築を支援するとともに、成人期発達障害者支援についての取組を支援することにより、発達障害者のライフステージに応じた支援体制の整備を推進します。	○早期発見・早期支援のための支援システムの構築 49区市 ○成人への支援の先駆的取組 45区市	○早期発見・早期支援のための支援システムの構築 27年度 34区市で実施(26年度:35区市) ○成人への支援の先駆的取組 27年度 10区市で実施(26年度:9区市)
	○発達障害児(者)のライフステージに応じた支援体制を充実するため、これまで区市町村が取り組んできた成果を広く普及していくとともに、区市町村の相談支援員や医療機関従事者などを対象とした研修等を実施し、専門的人材の育成を行っていく。	発達障害者支援体制整備推進事業	発達障害児(者)のライフステージを通じた支援手法の開発に向けた区市町村モデル事業の成果の普及を図るとともに、区市町村の相談支援員や医療機関従事者など専門的人材の育成を行うことで、発達障害者支援体制の充実を図ります。	○発達障害者支援体制整備推進委員会の設置 ・委員会 3回 ・シンポジウム 1回 ○専門的人材の育成 ・相談支援研修 10回 ・医療従事者向け講習会 6回	○発達障害者支援体制整備推進事業 ・発達障害者支援体制整備推進委員会の設置 委員会 2回開催 シンポジウム 1回開催 ・専門的人材の育成 相談支援研修 14回開催 医療従事者向け講習会 6回開催
《高次脳機能障害者支援》	○区市町村に支援員を配置し、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援を実施するとともに、関係機関との連携を進め、身近な地域における支援の充実を図るとともに、ピアカウンセリングを実施する区市町村を支援する。	・区市町村高次脳機能障害者支援促進事業 ・高次脳機能障害者緊急相談支援事業	地域ネットワークの充実及び支援体制の整備のため、高次脳機能障害者支援員を各区市町村に配置し、高次脳機能障害に関する相談、関係機関との連携、社会資源の把握・開拓及び広報普及啓発を実施するとともに、高次脳機能障害の特性に応じた相談支援を充実させるため、障害者週間等の中で、当事者及び家族による高次脳機能障害者を対象とする地域での特別相談の体制整備を図ります。	区市町村高次脳機能障害者支援促進事業 40区市町村	○区市町村高次脳機能障害者支援促進事業 27年度 34区市町で実施(26年度:32区市町) ○高次脳機能障害者緊急相談支援事業 27年度 4区市で実施(26年度:4区市)
	○東京都心身障害者福祉センターにおいて、地域生活や就労等の専門的な相談支援を行うとともに、区市町村や関係機関等とのネットワークの構築、人材育成を図る研修や都民への啓発を実施するなど、高次脳機能障害者へ適切な支援が提供される体制の整備を進める。	高次脳機能障害支援普及事業	高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、区市町村や関係機関等とのネットワークの構築及び広報・啓発により、高次脳機能障害者に対する適切な支援が提供される体制を整備します。 また、区市町村や関係機関等との地域支援ネットワークの充実を図るため、高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会を設置します。	○専門的相談の実施 ○相談支援体制連絡調整委員会の開催 ○連絡会3回、研修4回 ○普及啓発・広報 ○就労準備支援プログラムの実施 ○社会生活評価プログラムの実施 等	○新規相談件数 388件 ○相談支援体制連絡調整委員会 2回開催 ○連絡会 2回、研修 3回 ○普及啓発・広報 ○就労準備支援プログラムの実施 ○社会生活評価プログラムの実施 等
	○地域の高次脳機能障害のリハビリテーションの中核を担う病院が、高次脳機能障害者を支える施設に対し、リハビリテーション技術の向上に係る相談指導等を行うとともに、医療従事者を対象とした人材育成を行い、地域における切れ目ない専門的リハビリテーションの提供体制を構築する。	高次脳機能障害支援普及事業 (専門的リハビリテーションの充実事業)	高次脳機能障害の特性に対応した専門的リハビリテーションを提供できる体制の充実を図るため、高次脳機能障害のリハビリの中核を担う病院にアドバイザーを設置し、地域内の各施設に対しリハビリ技術や個別支援の相談に応じるとともに、医療従事者を対象とした人材研修等を行います。	12圏域において実施	専門的リハビリテーションの充実事業 27年度 12圏域で実施(26年度:9圏域)

第2部各論 第1章 第3節 疾病・事業ごとの医療連携体制の取組

5 精神疾患医療の取組(認知症)

【評価指標】

A: 著しく順調に進んでいる
C: 順調に進んでいない

B: 概ね順調に進んでいる
D: 指標の見直しが必要

項目	計画時実績	目標	実績			評価	資料出典
			25年度	26年度	27年度		
認知症疾患医療センターの指定数	12か所	増やす	12か所	12か所	41か所	B	高齢社会対策部資料調べ
認知症退院患者の平均在院日数	333日	減らす	—	—	—	—	患者調査(厚生労働省実施)による
新規認知症治療病棟入院患者の2ヶ月以内退院率	23.7%	上げる	18.2% (24年度)	—	—	—	精神保健福祉資料(平成25年度6月30日調査の概要)
認知症疾患医療センターにおける認知症の医療・介護従事者による多職種協働研修の実施	—	全センターで実施	—	12か所	12か所	B	高齢社会対策部資料調べ

【主な事業】

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画(予算規模等)	これまでの取組状況(平成27年度の実績を中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標1) 地域連携の推進と専門医療の提供を図る	【1 認知症疾患医療センターの整備】 ○認知症疾患医療センターが実施している専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、人材育成等の取組を進める。 ○認知症の診断を担う医療機関の確保。地域の医療機関の役割分担、各関係機関の連携の在り方について検討した上で、認知症疾患医療センターの整備を進める。	認知症疾患医療センター運営事業	区市町村に1か所ずつ(島しょ地域を除く)、「地域拠点型」または「地域連携型」認知症疾患医療センターを整備して、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、人材育成等の取組を推進することにより、各区市町村における地域包括ケアシステムの構築を支援します。	○地域拠点型認知症疾患医療センター 12か所 ○地域連携型認知症疾患医療センター 41か所	○平成24年度に二次保健医療圏に1か所ずつ(島しょを除く)、合計12か所の地域拠点型認知症疾患医療センターを指定 ○地域拠点型認知症疾患医療センターのない区市町村のうち、平成27年度に29か所地域連携型認知症疾患医療センターを設置
	【2 地域連携の推進】 ○地域連携の推進のために、認知症疾患医療センターが開催する認知症医療・介護連携協議会等を活用して、医療提供施設同士、更には医療と介護の連携を進める。			地域拠点型認知症疾患医療センター 12か所(再掲)	12か所の地域拠点型認知症疾患医療センターにおいて地域連携型認知症疾患医療センター等地域の医療機関、地域包括支援センター、区市町村、保健所等の関係者が集まる協議会等を開催し、地域連携の推進に向けた検討を実施
	○「認知症ケアパス」や「退院支援・地域連携クリティカルパス」導入の検討を進める。	認知症対策推進事業	認知症対策を総合的に推進するため、「東京都認知症対策推進会議」において様々な角度から具体的な支援策の検討を実施します。また都民向けシンポジウムの開催や、パンフレット「知って安心 認知症」の活用を通じ、普及啓発を図ります。	—	「区市町村認知症支援担当者連絡会」等において情報交換を実施
	○区市町村において、認知症施策の推進を図り、地域の実情に応じた医療と介護の連携体制を構築する。	認知症支援コーディネーター事業 認知症対策推進事業	○区市町村の高齢者人口規模に応じて、認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した地域における認知症の専門家である認知症コーディネーターを地域包括支援センター等に配置し、個別ケース支援のバックアップを担い、認知症の疑いのある人の早期発見・診断・対応を進めます。 ○認知症対策を総合的に推進するため、「東京都認知症対策推進会議」において様々な角度から具体的な支援策の検討を実施します。また都民向けシンポジウムの開催や、パンフレット「知って安心 認知症」の活用を通じ、普及啓発を図ります。	認知症支援コーディネーターを40区市町村に配置	○平成25年8月から、認知症早期発見・早期診断推進事業を実施。平成27年度は29区市で配置 ○「区市町村認知症支援担当者連絡会」における意見交換、先進的取組の情報提供の実施

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標1) 地域連携の 推進と専門 医療の提供 を図る	<p>【3 専門医療の提供】 ○認知症の診断、薬物治療、身体合併症と行動・心理症状への対応等の専門医療の提供について、認知症疾患医療センターと地域の医療機関で役割分担を図る等して、今後増加する認知症の人に対応できる体制を整える。</p> <p>○身体合併症を患ったとき又は行動・心理症状が悪化したときに対応できる医療機関等を確保するとともに、地域連携の推進や医療・介護従事者の認知症対応力の向上を図ることにより、身体合併症や行動・心理症状を有する認知症の人を地域で受け入れる体制づくりを進めていく。</p>	認知症疾患医療センター運営事業(再掲)	区市町村に1か所ずつ(島しょ地域を除く)、「地域拠点型」または「地域連携型」認知症疾患医療センターを整備して、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、人材育成等の取組を推進することにより、各区市町村における地域包括ケアシステムの構築を支援します。(再掲)	○地域拠点型認知症疾患医療センター 12か所 ○地域連携型認知症疾患医療センター 41か所(再掲)	都内41か所の認知症疾患医療センターにおいて、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、人材育成等の取組を実施(再掲)
(目標2) 認知症の 早期発見・ 診断・対応 を可能とする 取組を推進 する	<p>○看護師や保健師等の医療職を認知症コーディネーターとして、区市町村の地域包括支援センター等に配置し、かかりつけ医や介護事業者等と連携して、認知症の疑いのある高齢者を訪問するなど認知症の早期発見施策を推進する。</p> <p>○認知症疾患医療センター等に医師・看護師・精神保健福祉士等で構成する認知症アウトリーチチームを配置し、認知症コーディネーターからの依頼に基づき、認知症の疑いのある受診困難者を訪問して診断を行うなど、早期診断・早期対応の取組を推進する。</p>	認知症支援コーディネーター事業 認知症疾患医療センター運営事業(再掲)	<p>○区市町村の高齢者人口規模に応じて、認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した地域における認知症の専門家である認知症コーディネーターを地域包括支援センター等に配置し、個別ケース支援のバックアップを担い、認知症の疑いのある人の早期発見・診断・対応を進めます。</p> <p>○区市町村に1か所ずつ(島しょ地域を除く)、「地域拠点型」または「地域連携型」認知症疾患医療センターを整備して、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、人材育成等の取組を推進することにより、各区市町村における地域包括ケアシステムの構築を支援します。(再掲)</p>	○認知症支援コーディネーターを40区市町村に配置 ○認知症アウトリーチチームを12の地域拠点型認知症疾患医療センターに配置	○平成25年8月から、認知症早期発見・早期診断推進事業を実施 ○平成27年度は認知症支援コーディネーターを29区市で配置。認知症アウトリーチチームを地域拠点型認知症疾患医療センター(12医療機関)に配置
	○都民に認知症について正しい知識を得てもらい、認知症が疑われる場合に速やかに相談・受診してもらうことを目的として、本人や家族が簡単にチェックして認知症の疑いを判別できるチェックシートを作成し、パンフレットに盛り込み広く配付するなど、認知症に関する普及啓発を充実する。	認知症早期発見・早期診断推進事業(平成26年度で事業終了)	○都民に認知症について正しい知識を得てもらい、認知症が疑われる場合に速やかに相談・受診してもらうことを目的として、本人や家族が簡単にチェックして認知症の疑いを判別できるチェックシートを作成し、パンフレットに盛り込み広く配付するなど、認知症に関する普及啓発を充実します。	平成26年度で事業終了	○平成26年度に作成した認知症の普及啓発用パンフレット「知って安心認知症」を区市町村に配布 ○パンフレットのデータを提供し、申請に基づき区市町村において独自に活用 ※平成26年度で事業終了
(目標3) 専門医療や 介護、地域 連携を支え る人材を育 成する	○東京都健康長寿医療センターを都内における認知症医療従事者の研修の拠点と位置付け、各認知症疾患医療センターが実施する地域向けの研修を支援することにより、都内全体のレベルアップを図る。	認知症支援推進センター設置事業	都内における認知症医療従事者等の研修の拠点と位置付けている地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに「認知症支援推進センター」を設置して、各認知症疾患医療センターにおける人材育成の取組を支援するとともに、認知症サポート医フォローアップ研修、認知症疾患医療センター相談員研修、認知症支援コーディネーター研修、島しょ地域の訪問研修等を実施することにより、認知症ケアに携わる医療従事者等の都内全体のレベルアップを図ります。	○認知症サポート医フォローアップ研修 1コース ○認知症疾患医療センター相談員研修 2回 ○認知症支援コーディネーター研修 2回 ○島しょ地域への訪問研修 利島村、神津島村、青ヶ島村、御蔵島村で実施	平成27年度より東京都健康長寿医療センターに「認知症支援推進センター」を設置して、認知症ケアに従事する医療・介護専門職及び区市町村で認知症施策に携わる人材等を育成するための取組を実施。 ○認知症サポート医フォローアップ研修 受講者数 319名 ○認知症疾患医療センター相談員研修 受講者数 155名 ○認知症支援コーディネーター研修 受講者数 399名 ○島しょ地域への訪問研修 利島村、神津島村、青ヶ島村、御蔵島村で実施

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)	
施策目標	具体的取組(要旨)					
(目標3) 専門医療や 介護、地域 連携を支え る人材を育 成する	○多職種が一堂に会する研修を実施し、認知症サポート医、かかりつけ医、一般病院の医療従事者、薬剤師、介護事業者の認知症に携わる医療・介護従事者の認知症対応力を向上するとともに、顔の見える関係づくりを進める。	認知症疾患医療センター 運営事業 (再掲)	区市町村に1か所ずつ(島しょ地域を除く)、「地域拠点型」または「地域連携型」認知症疾患医療センターを整備して、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、人材育成等の取組を推進することにより、各区市町村における地域包括ケアシステムの構築を支援します。 (再掲)	12の地域拠点型認知症疾患医療センターにおいて実施 (再掲)	12の地域拠点型認知症疾患医療センターで実施 平成27年度修了者数 809名	
	○急性期治療に関わる看護師向けに、入院から退院後の在宅生活まで視野に入れた認知症ケアについての研修を実施し、認知症の人が病院で治療を受けることと、退院後に元の生活に戻ることができるよう促進する。					12の地域拠点型認知症疾患医療センターで実施 平成27年度修了者数 1,018名
	○区市町村や地区医師会が実施する認知症対応力向上研修について、認知症疾患医療センターが講師を派遣する等して、支援していく。	認知症疾患医療センター 運営事業 (再掲)	区市町村に1か所ずつ(島しょ地域を除く)、「地域拠点型」または「地域連携型」認知症疾患医療センターを整備して、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、人材育成等の取組を推進することにより、各区市町村における地域包括ケアシステムの構築を支援します。 (再掲)	○地域拠点型認知症疾患医療センター12か所において実施 ○地域連携型認知症疾患医療センター41か所において実施 (再掲)	各認知症疾患医療センターから講師を派遣し、区市町村や地区医師会が実施する認知症対応力向上のための研修の支援を実施	
○認知症介護に関する専門的研修を実施し、技術の向上を図る。	認知症介護研修事業	○介護実務者及びその指導的立場にある人に対し、認知症介護に関する専門的研修を実施し、技術の向上を図ります。 (1)認知症介護実践研修 ①認知症介護実践者研修 ②認知症介護実践リーダー研修 (2)認知症対応型サービス事業開設者研修 (3)認知症対応型サービス事業管理者研修 (4)小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 (5)認知症介護指導者養成研修 (6)フォローアップ研修 ○認知症介護研修カリキュラム等検討委員会を開催します。	(1)認知症介護実践研修 ①認知症介護実践者研修 受講数800人 ②認知症介護実践リーダー研修 受講数150人 (2)認知症対応型サービス事業開設者研修 受講数70人 (3)認知症対応型サービス事業管理者研修 受講数420人 (4)小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 受講数80人 (5)認知症介護指導者養成研修 年間6人受講 (6)フォローアップ研修 年間3人受講	介護事業所職員を対象に、認知症ケアの実践的な知識・技術を学ぶ研修を実施 平成27年度は30回開催(修了者数 1,449名)		
(目標4) 地域での生活・家族の 支援を強化 する	【1 区市町村と協働した地域包括ケアシステム実現に向けた取組の推進】 ○認知症の人が安心して暮らせる住まいの確保に向けて、認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を進めるとともに、サービスの質の確保を図る。	認知症高齢者グループホーム緊急整備	認知症高齢者が専門的なケアを受けながら家庭的な環境の中で暮らしていけるよう、都独自の促進策により、引き続き整備を進めます。	27年度目標 9,971人	認知症の人が安心して暮らせる住まいの確保 ○認知症高齢者グループホームの整備 9,896人(平成27年度末開設数)	
		特別養護老人ホーム等整備費補助	区市町村及び社会福祉法人等が行う、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム等の整備に要する費用の一部を補助することにより、その整備を促進し、老人福祉の向上を図る。	27年度目標 45,016人	特別養護老人ホームの整備 43,885人(平成27年度末完成数)	
		都市型軽費老人ホーム整備費補助	都市型軽費老人ホームの整備を促進するため、整備に要する経費の一部を補助します。	施設数32か所	都市型軽費老人ホームの整備 874人(平成27年度末開設数) ※平成27年度は14施設に補助を実施	

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標4) 地域での生活・家族の 支援を強化 する	【1 区市町村と協働した地域包括ケアシステム実現に向けた取組の推進】 ○認知症の人が安心して暮らせる住まいの確保に向けて、認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を進めるとともに、サービスの質の確保を図る。	東京都サービス付き高齢者向け住宅供給助成事業	地域住民へ貢献できるよう、地域密着型サービス事業所の併設、地域住民との共用スペースの設置、夫婦世帯用の収納スペースの設置など、付加的な要素を加えた住宅に対し整備費の一部を補助します。	—	○サービス付き高齢者向け住宅 11,229戸(平成27年度末登録数) ○東京シニア円滑入居賃貸住宅 78,089戸(平成27年度末) ○高齢者向けの優良な賃貸住宅管理戸数 6,299戸(平成27年度末)
		一般住宅を併設したサービス付き高齢者向け住宅整備事業	サービス付き高齢者向け住宅の整備に併せ、一般住宅を併設し、居住者がつながりを保ちながら生活できる住宅や交流施設等の設計費・整備費の一部を補助します。	—	
		東京都高齢者向け優良賃貸住宅供給助成事業	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、緊急時対応サービスの利用可能な住宅の供給を促進するため、東京都高齢者向け優良賃貸住宅の整備の推進に取り組む区市町村を支援していきます。	—	
○認知症の人と家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、在宅療養支援のための取組を推進する。また、小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービスの整備を進める。	認知症支援コーディネーター事業 認知症疾患医療センター運営事業(再掲)	○区市町村の高齢者人口規模に応じて、認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した地域における認知症の専門家である認知症コーディネーターを地域包括支援センター等に配置し、個別ケース支援のバックアップを担い、認知症の疑いのある人の早期発見・診断・対応を進めます。 ○区市町村に1か所ずつ(島しょ地域を除く)、「地域拠点型」または「地域連携型」認知症疾患医療センターを整備して、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、人材育成等の取組を推進することにより、各区市町村における地域包括ケアシステムの構築を支援します。(再掲)	○認知症支援コーディネーターを40区市町村に配置 ○認知症アウトリーチチームを12の地域拠点型認知症疾患医療センターに配置 (再掲)	○平成25年8月から、認知症早期発見・早期診断推進事業を実施 ○平成27年度は認知症支援コーディネーターを29区市で配置。認知症アウトリーチチームを地域拠点型認知症疾患医療センター(12医療機関)に配置 (再掲)	
	小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等推進事業[高齢社会対策区市町村包括補助事業]	小規模多機能型居宅介護等の開設前後の支援や多様なサービスに対応できる人材の養成など、運営の安定化や質の向上を図ることにより、整備促進を図る区市町村を支援します。	—	地域密着型サービスの整備 ○小規模多機能型居宅介護事業所 177か所(平成27年度末開設数) ※小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等推進事業については、平成27年度は申請なし	
○医療機関の専門職と連携した介護者支援の会の取組を広げる。	認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業[高齢社会対策区市町村包括補助事業]	医療機関周辺に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会を開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村の取組を支援します。	高齢社会対策区市町村包括補助事業において「認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業」を実施。	平成27年度は7区市で実施	
○区市町村や地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の取組を支援していく。	—	—	—	平成25年度に地域ケア会議推進部会を設置し、都における地域ケア会議の望ましい姿をまとめるとともに、区市町村及び地域包括支援センター職員を対象に「地域ケア会議研修」を実施	

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標4) 地域での生活・家族の支援を強化する	○認知症の人と家族を地域で支え、見守るために、区市町村、地域包括支援センター、医療機関、介護事業者、認知症サポーター・ボランティア等の地域の多様な人材や社会資源によるネットワークづくりを進める。特に独居や夫婦のみ世帯等の認知症高齢者に対する支援のあり方について検討を進める。	地域支援事業交付金	区市町村が行う地域支援事業(介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業)を財政的に支援するため、介護保険法に定められた割合に基づき交付金を交付します。	高齢社会対策区市町村包括補助事業や地域支援事業において、認知症サポーター等によるネットワークづくりを支援するとともに、「認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業」を実施して、認知症の人の介護者を支援	○都交付金所要額 平成27年度実績 ○介護予防・日常生活支援総合事業 平成27年度は12区市で実施 ○旧介護予防・日常生活支援総合事業 平成27年度は2区町で実施 ○旧介護予防事業 平成27年度は53区市町村で実施(年度途中で新制度へ移行の5区市を含む) ○包括・任意事業 平成27年度は62区市町村で実施
		認知症地域支援ネットワーク事業 (高齢社会対策区市町村包括補助事業)	地域において、認知症の人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の人と家族を支える人材や社会資源によるネットワーク構築、そのネットワークを活用した徘徊行方不明者の早期発見、家族会の育成・支援などの取組を支援します。		平成27年度は12区市で実施
		認知症普及啓発事業 (高齢社会対策区市町村包括補助事業)	地域において、認知症の人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の普及・啓発の取組を支援します。		平成27年度は23区市町村で実施
		認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業 (高齢社会対策区市町村包括補助事業)	医療機関周辺に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会を開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村の取組を支援します。		平成27年度は7区市で実施
		認知症の人を地域で支える事業 (高齢社会対策区市町村包括補助事業)	区市町村が主体となり、認知症サポーター等、認知症の人を支援する人材の活用、または認知症の人が地域において社会的な活動ができる場の確保や提供に係る検討・施行や独自の取組を支援します。		平成27年度は申請なし
○高齢者の虐待防止等の権利擁護の取組を推進するとともに、区市町村における市民後見人の育成とその活動の支援等を図る。	高齢者権利擁護推進事業	区市町村及び地域包括支援センターを対象とした専門職による相談支援や、区市町村職員、介護サービス事業所の管理者等に向けた研修を実施します。	○権利擁護に関する区市町村職員等支援 ○研修 ・区市町村職員等対象 年間5回 ・介護サービス事業者対象 年間3回 看護実務者研修 年間3回	○相談 平成27年度は相談件数実数1,004件 ○研修 ・区市町村職員等対象 平成27年度は5回開催延べ1,004名修了 ・介護サービス事業者対象 平成27年度は3回開催949名修了 ・看護実務者研修 平成27年度は3回開催127名修了	
	成年後見活用あんしん生活創造事業	認知症や精神障害等により判断能力が十分でない方々が地域で安心して暮らすために、福祉サービスの利用や財産管理等をサポートする成年後見制度の推進を図る。	48区市が設置している成年後見制度推進機関を東京都が支援	成年後見制度による都内申立実績 5,164件 その内区市町村長申立実績 998件	
【2 若年性認知症対策の推進】 ○東京都若年性認知症総合支援センター(平成24年5月開設)におけるワンストップの相談窓口や産業医に対する普及啓発など、若年性認知症の人に対する支援策を進めていく。	若年性認知症総合支援センター設置事業	○若年性認知症本人・家族に対するワンストップ相談窓口を設置し、複数の相談を1か所でコーディネートします。 ○地域包括支援センターや医療機関等の専門機関に対する支援を行います。 ○定期的な面談による負担感の軽減等、介護者支援を行います。	—	東京都若年性認知症総合支援センターにおける相談を実施 平成27年度は延相談件数2,065件、相談人数309人	

東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度の実績を 中心に記載)
施策目標	具体的取組(要旨)				
(目標4) 地域での生活・家族の 支援を強化 する	【3 認知症の予防と治療についての取組の推進】 ○東京都健康長寿医療センターと東京都医学総合研究所において、アルツハイマー病の治療法の研究、生活習慣と認知症予防との関連等、認知症の発症予防や治療に向けた研究を進めていく。	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターへの支援	第二期中期計画に掲げる下記の目標の達成に向けて、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの安定的かつ自立的な運営を支援します。 ① 重点医療をはじめとした各分野において、高度かつ専門的な医療の提供を進める。 ② 高齢者の救急医療を担う二次救急医療機関として、重症患者の積極的な受入れなど、都民が安心できる救急体制を確保する。 ③ 医療機関や介護施設等との連携を図り、地域において高齢者が質の高い医療・ケアを継続して受けるための仕組みの構築に貢献する。 ④ 病院部門と研究部門の連携を強化し、研究成果の臨床応用を進める。	認知症の発症予防や治療に向けた研究の推進	東京都健康長寿医療センターにおいては、MRIやPETを用いた認知症脳の画像解析や、ブレインバンクを活用した早期診断法の開発・導入を着実に進めた
		○認知症の発症と進行機序の解明プロジェクト(認知症プロジェクト) ○心の健康づくりのための予防・治療・リハビリ法プロジェクト(心の健康プロジェクト)	○アルツハイマー病、レビー小体型認知症、前頭側頭葉変性症などの認知症疾患について、解明されていない脳の異常病変の解析を進め、病態を再現する試験管、細胞、動物モデルを構築し、病態進行を抑える薬剤や、治療法の開発を目標とします。 ○認知症の人の地域生活を支援するケアモデルの開発により、地域で暮らす認知症の人と家族へのケアを向上させることを目的とします。	—	○東京都医学総合研究所においては、認知症の発症機構の解明として、様々な患者脳に蓄積する異常タンパク質の蛋白化学、構造化学的解析を実施するなど、認知症の予防や治療につながる研究を着実に推進 ○認知症の人の地域生活を支援するため、スウェーデンのBPSDケアプログラムを参考に日本版の新たなケアプログラムの作成準備を開始
○区市町村における認知症の予防につながる取組を支援する。	地域支援事業交付金(再掲)	区市町村が行う地域支援事業(介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業)を財政的に支援するため、介護保険法に定められた割合に基づき交付金を交付します。	区市町村の取組を高齡社会対策区市町村包括補助事業や地域支援事業において支援	○都交付金所要額 平成27年度実績 ○介護予防・日常生活支援総合事業 平成27年度は12区市で実施 ○旧介護予防・日常生活支援総合事業 平成27年度は2区町で実施 ○旧介護予防事業 平成27年度は53区市町村で実施(年度途中に新制度へ移行の5区市を含む) ○包括・任意事業 平成27年度は62区市町村で実施	
	認知症地域支援ネットワーク事業(高齡社会対策区市町村包括補助事業)(再掲)	地域において、認知症の人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の人と家族を支える人材や社会資源によるネットワーク構築、そのネットワークを活用した徘徊行方不明者の早期発見、家族会の育成・支援などの取組を支援します。		平成27年度は12区市で実施	
	認知症普及啓発事業(高齡社会対策区市町村包括補助事業)(再掲)	地域において、認知症の人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の普及・啓発の取組を支援します。		平成27年度は23区市町村で実施	
	認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業(高齡社会対策区市町村包括補助事業)(再掲)	医療機関周辺に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会を開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村の取組を支援します。		平成27年度は7区市で実施	
	認知症の人を地域で支える事業(高齡社会対策区市町村包括補助事業)(再掲)	区市町村が主体となり、認知症サポーター等、認知症の人を支援する人材の活用、または認知症の人が地域において社会的な活動ができる場の確保や提供に係る検討・施行や独自の取組を支援します。		平成27年度は申請なし	